

日仏銀行（1912-1954年）の設立・経営を めぐる社会経済史的考察（下）

原 輝 史

第三章 日仏銀行の定着と諸業務

- (1) 日本興業銀行総裁からみた日仏銀行の設立
- (2) 相談会と渋沢栄一の批判
- (3) 日本側提案に対するフランス本社の反応
- (4) 東洋拓殖会社の社債発行
- (5) 日本の国際収支ポジションの改善とフランス短期国債発行の試み
- (6) 日仏銀行の日本での地位をめぐるエピソード

第三章 日仏銀行の定着と諸業務

(1) 日本興業銀行総裁からみた日仏銀行の設立

日仏銀行設立の日本側主体となった日本興業銀行の副田総裁が、日本興業銀行の1912年8月3日の株主総会において、日仏銀行設立に至る経過と今後の課題について述べており、それが仏訳されて、ソシエテ・ゼネラルの史料館に保存されている⁽¹⁾。この史料にもとづき日本興業銀行側からみた設立のプロセスを確認しておこう。

日仏銀行は突然今日出現した計画ではありません。既に数年前より日本興業銀行の代理人として、De Gunzburg 男爵がフランス市場との関係につき働い

ていました。この関係を拡大するため、日仏銀行設立のアイデアが湧いたのです。そしてこのための交渉がすでに一定の期間行なわれてきました。去る4月には準備は既にかかなり進んでいました。私自身もフランスに赴き、フランス人の友人たちとの最終的同意の手續をとったのです。

その後すべての準備がおわるのに少し時間がかかりました。それは Consortium Chinois のような解決すべき多くの問題があったからです。だが、法律的にも日仏銀行が設立され第1回の創立総会は6月24日に行なわれました。第2回は7月3日です。資本金は2500万フラン、これは1千万円に匹敵し、そのうち600万円がフランス人グループ、400万円が日本人グループにより調達されます。日本側の資本は、興銀と他の大銀行、三井、三菱、第一、横浜正金の間で分配されます。私は日仏銀行の日本側資本を興銀一行のみで出資するよりこのように分配した方がこの事業の将来にとって有利だと考えたのです。

会頭はゲルノー氏です。その民間、公共の事業経験から、このポストに完全に適した人です。私は副総裁に任命されました。取締役は12名の割当、そのうち7名がフランス、5名が日本人です。この12名のうち既に8名が任命されました。

日仏銀行は、パリの証券取引所の近所に本店をかまえるため借家をしてしています。総裁、副総裁および他の従業員が選任されています。この物的施設が完成するやいなや、事業が始まるでしょう。フランス側ではすべてが組織されています。

日本側でも、仕事にとりかかるあらゆる準備がおこなわれています。

日仏銀行の創設により、興銀と De Gunzburg 男爵間に存在した関係は、終了します。今後は興銀の事業をみるのは日仏銀行と思われます。

新銀行の資本家たち——創立者のソシエテ・ゼネラル銀行、パリバ銀行、副田寿一を除き——フランス、イギリス、ロシアについてのもっと大切でもっとも影響をもつ金融家の参加がみられます。従ってこの日仏銀行の将来の発展に

は何の疑いもありません。

日仏銀行の営業領域についての若干の批判がみられます。だがこれらの批判は、営業領域というものは、その銀行がどの事業をするかにつれ将来自然に決まるものだということを理解していません。また日仏銀行は社債を発行できないと批判するかもしれません。心配するにはおよびません。フランスでは、クレディ・フォンシエを除き、銀行というものは大量の社債を発行しないものなのです。それなしに立派な仕事をするのです。

日仏銀行の将来を決定するのは営業成果です。その繁栄は興銀の持ち株をも益します。新銀行の繁栄のため興銀の株主は日仏銀行を助けなくてはなりません。というのは、フランス人グループは、日本事業を興銀にあづけ、その経費を減らしていこうとしているからです。

このように設立された銀行は、日仏間の金融関係の拡張と経済関係の発展のための重要な国際要素となったのです。興銀の株主諸氏の一致団結した協力を願います。

（2）相談会と渋沢栄一の批判

「渋沢栄一伝記資料」の第50巻には、株式会社日仏銀行の項目があり、そこには渋沢の日記のみならず、当時の「中外商業新報」、「銀行通信録」、「竜門雑誌」などにみられる日仏銀行設立に関する記事が収録されており、有益である。また、ここには、日仏銀行の定款には、その規定がみられない、日仏銀行相談会の内規や議事録も収録されている。

これらの記事を最初から読み進むことにより、日本における日仏銀行設立のあゆみを確認することができる⁽²⁾。それによると、大正元年（1912）パリで日仏銀行が設立されるに伴ない日本側引受の2万株の出資者が決定し、更に日本側取締役5名（添田寿一、斉藤恂、井上辰九郎、巽孝之丞、渡辺千冬）が決定し、日仏銀行東京支店長には、興銀総裁であり、日仏銀行の副頭取でもある添

田寿一が就任したのである。東京支店長を中心として、日仏銀行の東京在住の日本人取締役は、日仏銀行東京委員会に結集した。この組織は、日仏銀行の定款にもみられる日仏銀行、東京支店の正式な組織である。問題は、この東京委員会会長（添田寿一）の私的諮問委員会のかたちで、「日仏銀行相談会」が、大正元年（1912）8月15日に設置されたことである。この日仏銀行相談会とは、本稿で考察中のパりに設立された日仏銀行の定款にはどこにも規定がなく（従って、法律上の権限や役員の報酬も明記されていない）、極めて日本的な組織的考案物であった。相談会会員とは、第一銀行頭取の渋沢栄一、三井銀行専務の早川千吉郎、三菱銀行部長の三村君平および横浜正金銀行の頭取三島弥太郎であった。

日仏銀行が、日本興業銀行の独占銀行になるとの民間銀行業界からの批判を回避するため、日本興業銀行側が提案したのがこの日仏銀行相談会システムであった。

日仏銀行相談会は、週1回日本興業銀行内部で会合をひらき、一口10万円以上の貸付および割引について議論し、日仏銀行東京委員会委員長は、必要と認める事項につき、この相談会の議題とすることができると内規で定められていた。この日仏銀行相談会には、日仏両国の政府レベルの協力により、成立するに至った日仏銀行に対する、日本の民間銀行の不満が伏流しており、特に日本の中国事業が、制約される点に批判がみられた。日仏銀行相談会は、「支那ニ対スル投資ニ付テハ、直チニ調査研究ニ着手スルコトシタリ」⁽³⁾とむしろ、積極性を示しているのである。

渋沢栄一は、この相談会に休むことなく出席していたが、大正元年（1912）10月23日の相談会において、日仏銀行とインドシナ銀行の間に中国事業をめぐる口頭の約束のあったことが報告されると遂にその批判が爆発した。渋沢は「本契約ハ業務ノ総テヲ律スルモノニシテ事甚重要ナリ、自分ハ元来スル契約ノ存在シタルヲ知ラズ、……此契約ニヨレバ、日仏銀行ハ日本興業銀行ノ手先

タルニ過ギザルノ感アリ」⁽⁴⁾と述べたのち、「吾々ノ今日執ルヘキ途トシテハ、唯相談会会員を辞退スルニアリ」と宣言している⁽⁵⁾。実際に渋沢栄一は、大正6年（1917）7月「日仏銀行相談会員を辞ス」に至るのである。

渋沢栄一の日仏銀行に対する批判（疑問）がもっとも体系的に表明されたのは、大正元年（1912）8月7日井上邸での協議の機会である。この会合には、井上侯爵のほか、内田外務大臣、山本大蔵大臣、勝田理財局長、高橋日本銀行総裁、民間銀行関係者として第一銀行の渋沢男爵、横浜正金銀行の三島頭取、日本興業銀行の添田総裁、三井銀行の早川千吉郎および三菱銀行の三村君平が参加している。

日仏銀行に関して「少ナカラサル疑点ヲ」持っていた渋沢は、この日大要以下5点の批判を展開した⁽⁶⁾。

第1点は、日仏銀行の定款第2条に定められている営業科目が広範すぎる点である。もし日仏銀行がこれらすべての事業に参加するならば経営的危険をもたらす恐れがあるので実際の営業方針を明確にすべきだとのことである。

第2点は、渋沢の考えによると、日仏銀行の主目的は「支那ニ於テ経済上ノ活動ヲ為サン」とするところにあるのだが、フランス政府とインドシナ銀行の介入により、残念乍ら活動を制約されるようになったが、実際に日仏銀行の活動がどの程度制限を受けるのか。例えば、江西鉄道の借款への参加には、インドシナ銀行の事前の同意が必要なのか。

第3点は、専任重役（日本側相談役）設置につき、本店側がその必要を認めず、その報酬も定めない事態が続いているがその理由はどこにあるのか。

第4点は、日本特別委員を本店で立案中と聞かすが、その権限はどうか。また日本および東洋における事業については、この特別委員の意見が尊重される見通しはどうか。

第5点は、この合弁事業は、将来国際訴訟問題をおこす場合も考えられるが、仏側がそれを十分に認識しているかどうか。

以上、渋沢栄一は日仏銀行の経営に関して5点の疑問点（または批判点）を展開している。

(3) 日本側提案に対するフランス本社の反応

この様に、対中国投資業務から排除されつつあると考える、日本の民間銀行の間に存在する批判の厳しさをより緩和し、建設的なかたちで、日本興業銀行の森賢吾は、パリ在住のグンツブルグ男爵に伝達した。その提案を検討したパリの日仏銀行の取締役会は、以下に紹介するような覚え書きを残している⁽⁷⁾。この覚え書きでは、日本興業銀行の森賢吾の提案を検討する前に日仏銀行の起源について確認をしておりこれも興味深い。

この銀行は、パリに日仏間の事業関係を育成する信用機関を創出したいという日本政府の要望の表明 (*désir manifesté*) から生れた。その実現のため、日本政府は当然のことながら、日本興業銀行に仕事を托した。これは、当行の半官的性格からみて適切であった。だがこの銀行が資本金や取締役会に決定的貢献をしたとしても、その役割は排他的であってはならない。というのは、日本政府は、この日仏銀行が他の日本の大銀行の利益を排除したとの厳しい批判に直面することとなった。そこで、日本政府は遂に、日仏銀行の周囲に日本の主要金融機関の利益を結集した。この点は、金融代理人の森賢吾がソシエテ・ゼネラルとの交渉のなかで何回も述べている。

第1点としては、最初副田に与えられた株式は、何とその興銀だけのものではなく、日本人グループ（三井、三菱、第一、三島、巽）などに分配された。これで日仏銀行が、対フランス事業を独占するという批判はさげられた。

第2点は、日本人グループは配当の受取りを望むのみならず東京支店に相談会の創設を願った。これは、渋沢（第一銀行）、早川（三井）、三村（三菱）、三島子爵からなる相談会の設置である。定款に何ら反する事なく、日仏銀行の経営を強化するのあれば、本社は全く賛成である。

第3点。副田とともに、日仏銀行の日本の代表の形態を検討。最初は森賢吾とソシエテ・ゼネラルの契約が検討された。グンツブルグは、節約精神から、日本興業銀行が代理店の仕事をして、手数料のみ払う方法を考えた。この案は討論ののち排除された。取締役会は、この方式は、日仏銀行を興業銀行にあまりにも依存させる。その中立的発展を阻止すると考えた。同行とは協力のみ行なう。この協約が7月12日に興銀と日仏銀行間でなされた。

そこで支店開設案が浮上した。副田は実はこの支店案の支持者だった。日仏銀行の設立を日本人金融業者に周知させるため、日仏銀行の支店が独立でできることが望ましい。

第4点としては、取締役会は、そこで支店の方式を採用した。だがその成功のため、日本興業銀行が日仏銀行の本店支店の事業に対して *dûcreire* を与えるよう望んだ。それ以外は独立営業であり、副田は興銀にそれを伝えることに同意した。

8月9日の森賢吾の手紙によると、この問題が固執を引きおこし、長い討論ののちに、興銀の取締役会は、1年間のみしか、*le dûcreire* を与えないこととした。この我々の要請が日本政府と日本人参加者にやや冷水をあげたようである。

日本側の主張にも理由はある。第1年目だけの *dûcreire* でも十分である。これは最良の解決策と評価される。日仏銀行は持出しゼロで、1年後にはそれをやめてもいい。日仏銀行東京支店は、最善の経営をするだろう。平等の機関の間ではこの *dûcreire* は意味をもたない。

第5点。支店の要望として、東京支店長に独立の権限を与えるべきとの主張も当然である。森賢吾の要望の手紙は完全な満足を与える。大蔵大臣と井上侯爵が、彼らを選任すればよい。渡辺伯爵を取締役にすることも最良の選択だ。日本での組織はあらゆる点ですぐれている。日仏銀行は是非それを受入れたいと考え、他の点は全くコメントしない。

日本人グループは、日仏銀行に与える二重の性格は——興銀のパリ支店のなもの横浜正金のパリ代表部——現在両行とフランス諸銀行間に存在する協力を打撃を与えるものではないと考える。だが興銀については、日仏銀行はその排他的フランス代表部と考える。

森によると、最初の日仏銀行の、債券発行は、東洋拓植会社の社債の発行となるだろう。

森賢吾の手紙は、最良の印象を与える。日仏銀行の創設にかける日本政府と日本人グループの重要性を印象づける。事業の発展と支店の機能について実践的かつ積極的な印象である。

従って、我々は日本側で提案したすべての手段に承認を与え、我々も素直で活発な協力により、この共同事業を進めるべきである。

(4) 東洋拓植会社の社債発行

日仏銀行の第1回の株主総会に提出された取締役会報告書には、同行の最初の事業として、東洋拓殖株式会社 (Cie par action de Colonisation Orientale) の社債を5%で5千万フラン分発行するのに成功したことが記録されている。報告書は、この会社は日本政府により、その資本と社債利子の支払いを無条件に保証されており、経営環境の悪化にもかかわらずこの発行の引受けは成功だったと結論づけている⁽⁸⁾。

この東洋拓殖会社の社債発行の件については、もしロンドン側で何の反対もなければ、フランス人グループの要求に応じてすべての発行をフランス市場で行なうことに何の異存もない。何より、この事業は、新銀行の最初の事業であろう、と。日本興業銀行の森賢吾は、パリのグンツブルグ男爵に手紙を送っていた⁽⁹⁾。

また、在仏日本大使は1913年3月4日の日仏銀行に対する以下の手紙で⁽¹⁰⁾、この社債発行に対する日本政府の支援を説明している。

東京から受取ったばかりの電報によると、日本帝国政府は、東洋拓殖株式会社により合法的に創出され、帝国政府により1913年2月28日に認可された社債（借款）の利子の支払いと資本の償却については、無条件にこれを保証していることを、ここに通告します。そして、上記の借款書類には、小生の署名も行なわれます。

この東洋拓殖株式会社（Cie Orientale de Colonization）について、当時パリ側で収集していた情報は次の通りである⁽¹⁾。

この会社は、1908年にソウルに、日本帝国政府によって設立された株式会社である。帝国議会の特別の勅令により設立されたが、日本及び朝鮮の法制下で民間企業として活動する。資本金1千万円、50円債20万発行。発行時価は37.50円。本社は1909年1月11日にソウルで法的に登録され、「朝鮮の経営」を目的とし、以下の事業を行う。(a)農業、(b)農業経営に必要な土地の購入、販売、小作化、管理、コントロール、(c)農業経営に必要な建物の建設、販売、賃貸、(d)移住者と朝鮮人の中で農産物や農業資材を配分したり、それらの開発や調査、(e)農業経営に必要な土地の貸与、(f)河川や海の干拓のようなその他すべての事業。植民地の発展のため両政府の認めるすべての事業。

過去4年間（1908-1911年）の経営成果は、下記のとおりで、好成績をあげている。純益が152.221円（1908年）から958.435円（1911年）へと増加し、配当金は6%から、6.5%へと増大し、会社の購入農地も2.348町（1909年）から22.905町（1911年）へと増大している。

会社の設立期間は100年が予定されているが日本および朝鮮政府の合意があれば、さらに延長が可能である。

朝鮮政府は、その土地の提供に対して、6万株を受取っている。代表者は、日本政府、朝鮮政府の合意で指名される。

そして1913年の2月28日にはじめて、5%社債の5千万フランの発行が許可されることとなる。

更に別の史料によると¹⁰³、この会社の株主は限定されており、皇族、日本政府、日本および朝鮮の両国官僚しか株主になれない。

取締役会の構成員は次の通りである。会長は、日本政府任命の日本人が1名、2人の副会長が日本政府により任命され、1人は日本人、もう1人は朝鮮人である。その他最低4名の取締役が必要で少なくともその $\frac{2}{3}$ が日本人、残りが朝鮮人でなければならない。株主総会の推薦にもとづき、日本政府が任命する。最低3名の監査役が必要で、少なくとも $\frac{2}{3}$ は日本人その他は朝鮮人であることが必要、これら監査役は、株主総会で選任される。

準備金は、純益の少なくとも8%を損失が生ずる場合にそなえ蓄積、さらに2%を配当金のため積立てることが決められていた。

日本政府は、当社設立から8年間年額30万円の補助金を与える。他方で当社の事業の監督のため特別監督官を指名するのは、国家の権利である。

営業年度は4月1日に始まり翌年の3月末日でおわるが、過去の株式配当金は、6%を保ち、1911年には6.5%に上昇した。

ソシエテ・ゼネラルに保存されている史料にもとづきこの社債の発行について述べておきたい¹⁰⁴。最初にこの発行の契約書により、発行の概略をおさえておきたい。ソウルに本社をおく、東洋拓殖株式会社は、パリでは日本興業銀行により代表され、この銀行は、日本帝国政府のヨーロッパ金融代理人の森賢吾に代表される。彼は東洋拓殖会社の代表としてふるまえるが、それは、在仏日本大使の証明した、日本帝国政府の外務大臣の証明書およびフランス外務大臣の文書証明によっても証明される。この森賢吾が一方の当事者である。

他方の当事者は、日仏銀行である。この銀行はその会長 Guernaut と Jacques du Gunzburg 男爵によって代表される。

この両者は、次の同意に達した。

第1条。東洋拓殖株式会社は、日本帝国官報に、1908年8月27日に公布されたように、5%社債を5千万フラン発行する。この社債発行の成果は、朝鮮で

の土地の獲得、土地の耕作にあてられるとともに、これらの土地の経営のための融資にもむけられる。

第2条。今回の発行は、額面500フラン社債を10万債発行する。

第3条。この社債は、1908年8月27日の日本帝国議会で決定されたように、原則的に無条件の保証が日本政府から与えられ、その利子を政府により保証されている。

この社債の所有者は、東洋拓殖株式会社の財産に対して、排他的占有権をもつ。これは日本帝国議会の決定による。

森賢吾によると、前記の発行に関するすべての条件は、東洋拓殖会社と日本興業銀行との社債契約書（Contrat d'Emprunt）に規定される。

第4条は、この社債の利子25フランは毎年3月から9月の間に支払われ、フランス側税金は社債所有者の支払いとなる。日本側税金は会社負担となる。最初の支払いは、1913年9月15日である。

第5条。社債クーポンは、フランスでは、日仏銀行（132 rue Réaumur Paris）と、日仏銀行の指名するフランス在住のあらゆる銀行で販売される。

社債は、遅くとも1942年に全額償却される。償却が始まるのは1918年である。この償却は毎年朝鮮で行なわれ、その償却表は、作成付属資料のとおりである。

他方、東洋拓殖会社は、状況に応じて、全額又は一部の買戻しを証券市場を通じて行いうる。それには、6ヶ月の事前通告が必要であり、日仏銀行と東洋拓殖会社を代表する日本興業銀行の委任を受けたものがその仲介を行なう。

第6条は時効、紛失などの規定なので省略する。

第9条では、東洋拓殖株式会社は、日仏銀行に対して、利子・償却の手数料として、発行された社債総額の $\frac{1}{4}$ %を支払う。また、社債の買戻し（＝償却）の場合は、 $\frac{1}{8}$ %の手数料を払う。同社は、日仏銀行に対して、15日前にその必要資金を送金することを約束する。

第10条、社債の成果は、応募の日から15日後に口座にあらわれる。それはパリの日仏銀行の東洋拓殖会社の特別口座の貸方欄にフランで表示されよう。フランス銀行の利子率より1%低い利率で保管され、最大1年で2.5%である。

第12条。日仏銀行は5千万フラン社債の発行を保証するが、ヨーロッパその他の政治経済危機の場合は、この限りではない。第13-15条は省略する。

日仏銀行立会いのもと森賢吾とH. ゲルノー、J・グンツブルグの三者のサインがみられる。

かくして1913年3月15日に額面500フラン5%の東洋拓殖会社10万社債が、フランスで発行された。

社債発行の実現は、東洋拓殖会社と日仏銀行の契約の対象となった。だが、日仏銀行はこの事業をソシエテ・ゼネラルに譲渡したので、ソシエテ・ゼネラルの手数料0.75%を引くと500フラン額面は375フランで実売価格となる。

発行銀行の名前は、日仏銀行、パリバ、ソシエテ・ゼネラルの三行となる¹⁴。

日仏銀行は、設立直後の大型事業として、東洋拓殖株式会社の社債発行に取り組んだ。両者の間に成立した契約書は、説明を付して日仏銀行の大口出資者である、ソシエテ・ゼネラルに送付された。というのは、日仏銀行が、この事業を一括して、ソシエテ・ゼネラルに譲渡したからである。その間の事情は、次の資料により明らかとされよう。この史料は、日仏銀行のルイ・ドリゾンが1913年3月7日にソシエテ・ゼネラルに送ったものである¹⁵。

1913年3月3日付の東洋拓殖会社とわが日仏銀行の社債発行に関する契約書を送ります。

我々の同意点について説明すると、ソシエテ・ゼネラル社は、日仏銀行がこの10万社債の発行を引き受けることに同意して欲しい。額面500フランを、その $91\frac{3}{4}\%$ で販売するので458.75フランが1社債の価格である。発行より15日後に、販売額のフランは、ソシエテ・ゼネラルが我々のために開設する口座

に記入される。この資金はソシエテ・ゼネラルに預金され続け、我々に有利な利子を生むだろう。1年の利子は3%で、2.5%は東洋拓殖会社、0.5%が我々の取分である。各自の取分は契約書の第10条で調整されよう。

ソシエテ・ゼネラルも、日仏銀行と同様にこの社債発行総額の $\frac{1}{4}$ %の手数料を、買戻された額の $\frac{1}{8}$ %を手数料として受取るであろう。

社債発行の全期間を通じて、わが日仏銀行こそが、フランス税務当局に東洋拓殖会社の責任ある代表の役割をつとめるであろう。

この社債発行の経費は、ソシエテ・ゼネラルの負担となるであろう。以上の点を確認していただきたい。

この社債発行のための銀行借款団が形成されたばかりである⁽⁴⁶⁾。この発行グループは、最も広範な実力をもつ、わがソシエテ・ゼネラルにより運営されるであろう。我々は特に上場される証券の10%までを対象に、パリ市場でのこの債権の買戻し権をもつ。わが銀行のこのグループの管理費として、このグループの実現した利益の10%を要求する。このグループの解散は、1913年の6月30日である。このグループに予備登録した者（会社）にしか、発行社債を販売しない。この内容に合意を示してほしい。

日仏銀行から、東洋拓殖会社の10万社債の発行を譲渡された、ソシエテ・ゼネラルはその社債引受のため銀行借款団を組み、その結果第5表（次頁）にみられるように、10万社債の引受け先が決定したのである⁽⁴⁷⁾。

第5表につき気づいた点を指摘しておこう。まず第1点は、日本とフランス（及びヨーロッパ）の出資者の比率であるが、日本側購入者を日本興業銀行と横浜正金銀行に限定した場合両行の購入社債合計は4,000社債で、全発行数10万社債の4%にすぎない。日仏銀行の購入分を仮に日本側資本と算定して計算しても、それは19%を占めるにすぎない。従って1913年の東洋拓殖会社の社債発行は、フランスを中心とした、ヨーロッパの金融資本が日本植民地へと資金投資に成功した事例といえよう。

第 5 表 東洋拓殖会社社債購入者リスト (1913年 3 月 8 日)

| 購 入 者 名 | 購 入 社 債 数 |
|---|-----------|
| Banque Franco-Japonaise | 15,000 |
| Banque de Paris | 17,500 |
| Comptoir d'Escompte | 5,000 |
| Sir Ernest Cassel | 3,500 |
| A. Spitzer et Cie | 3,500 |
| Pammure Gordon & Cie | 2,000 |
| Jacques de Gunzburg | 1,500 |
| S. G. Alsacienne Banque | 1,000 |
| S. G. de Banque et de dépôts | 1,000 |
| Sté Suisse de Banque et de Dépôts | 1,000 |
| Crédit Algérien | 1,500 |
| S. G. des Valeurs de Banque | 750 |
| Banque Salonique | 600 |
| J. Peytel | 750 |
| E. Ullmann | 500 |
| Hirscher et Cie | 500 |
| Thalman et Cie | 500 |
| Banque Commerciale et Industrielle | 500 |
| J. Bernard, Mathieu Goudchanx & Cie | 200 |
| Crédit Mobilier Français | 750 |
| L. Hauser & Cie | 500 |
| Lud. Lohnstein | 250 |
| Charles Morawitz | 250 |
| H. Legru | 200 |
| Banque Française pour le Commerce et l'Industrie | 1,000 |
| Sété Marseillaise de Crédit Industrielle et Commercial et de Dépôts | 500 |

| | |
|------------------------------|---------|
| Edmond Théry | 250 |
| Banque de l'Union Parisienne | 1,000 |
| Simon | 500 |
| Dovuwil (de Verneuil) | 500 |
| Rotterdamsche Bankreeneiging | 500 |
| Albert Kahn | 400 |
| Dubreuilh | 300 |
| Banque Industrielle du Japon | 2,000 |
| Yokohama Specie Bank | 2,000 |
| E. Levy | 200 |
| L. Hirsh | 200 |
| | 以上小計 |
| | 68,100 |
| Société Générale | 31,900 |
| | 総合計 |
| | 100,000 |

〔出典〕 Archives Historiques de la Société Générale, B02757 による。

第2点は、大口の社債購入者の確認である。この点は既に引用してきた史料でも明らかなように、グループを形成したソシエテ・ゼネラルが全社債の31.9%を引き受け、それにパリバ銀行（17.5%）および日仏銀行（15%）が続き、この3行中心に社債発行が実現されたことがわかる。他方フランス側で参加していない主要銀行には、クレディ・リヨネやロスチャイルド商会有り、インドシナ銀行については、シモンの名前で購入が記録される。また親日派の銀行家A・カーンやロンドンのパミュール・ゴルドン商会有の名前も購入者リストに掲載されており、フランス金融業界の取り組みは、前年の日仏銀行への出資とほぼ同様な構図を示していたといえよう。

それでは、第3点として、日本側金融業界の動きはどうであったろうか。この第1次購入者リストには、日本興業銀行と横浜正金銀行の名前のみが記載さ

れているだけであり、基本的には日本の民間銀行（第一、三菱、三井など）は、この事業から排除されていた。

東洋拓殖会社の社債発行は、日仏銀行の立ち上げの大事業であり、その成功がみられた事業であるが、日仏銀行はその後この種の事業（日本の植民地またはアジアへの投資）には一切関係していないのは、あるいは、フランス側からの制約が強化されたからとも考えられる。また中国事情に熱意を示した渋沢栄一も1917年には、日仏銀行の事業より手を引くのである。

第5表にみてきたように、東洋拓殖会社の10万社債の発行は、パリ金融市場で即座に購入者をみいだしたことから成功と評価できるが、3行（日仏銀行、ソシエテ・ゼネラル、パリバ銀行）の社債発行の説明に対する批判もみられた。

ある金融新聞では、東洋拓殖会社の社債発行について各種の批判を加えている⁽¹⁸⁾。

第1に、5%の利子というが、フランス側の税金を購入者が負担すると4.65%にすぎない。第2に日本政府の「無条件の保証」という表現については、この野蛮な新造語は何を意味するか？ *inconditionnelle* よりも *sans conditions* でよいのではないか。第3、日本の1908年法とは何か。第4、何故取締役会の会長名が示されていないのか。第5、ソシエテ・ゼネラルはクレディ・フォンシエでないはず。この会社は、日本の植民地の農業開発を意図したものである。ソシエテ・ゼネラルは何故フランスの植民地にこの種の会社つくりなのか。第6、日本大使の手紙の日付は3月10日であり、社債の発行が15日である。何故急いで発行するのか。第7、8は省略。第9。朝鮮政府は6万株を受取った。残りの株は誰が応募したのか。第10。増資の決定は、取締役会なのか、それとも政府又は株主総会なのか？ 第11。株式はすべて記名株である。日本又は朝鮮国籍以外の人も株主になれるのか。フランス資本家は、株主にはなれないし、経営参加株をもたない、社債所有者であり、奇妙である。以上は

フランスの銀行のこの社債に対する疑問である。

最後にひと言つけ加えておこう。日本はフランスで公称5%実質4.65%の社債を発行する一方で、ロンドンでは5.5%の *Bond du trésor* を発行している。その保証はより真面目のものだし、利率はこのパリの東洋拓殖会社のそれよりはるかに高い。

イギリスは日本の同盟国 (*alliées*) である。フランス人は、日本人の友好人にすぎない。この点ソシエテ・ゼネラルも銀行グループも決してフランス人貯蓄家に有利なことをしないといえよう。

(5) 日本の国際収支ポジションの改善とフランス短期国債発行の試み

日仏銀行の株主総会に対する取締役会報告書（1916年度の営業成果報告）によれば¹⁹、ロシア、イギリスに続き1916年度は、フランス政府が日本で短期特別国債 (*Bon du Trésor*) を発行し、5千万円を調達した。この資金は、日仏銀行に預金され、フランス政府の日本での物資の調達に使われることとなった。取締役会報告書は、株主に対して、日仏銀行がこの短期国債の発行に参加し、成功したと報告している。だが以下にみるように、日仏銀行のフランス大蔵大臣への手紙では、フランス国債発行が、困難であった点を指摘し、その改善を要望している²⁰。以下はその紹介である。

日本の現状とフランス金融市場に対する日本の展望について報告する。日本は最初からフランス側、連合国側で参戦した。極東のドイツ植民地を奪取したのち、日本の連合国側への貢献は特に海軍と商業領域で大きい。特に武器と軍需品を集中的に生産したのである。

この活動の結果、日本は膨大な利益をあげ金が流入し、急速に国家の発展と繁栄をもたらした。その点は貿易収支、帝国内庫への貿易の影響および財政の3点をみるとよくわかる。

1913年には外国貿易は次のとおりである。

輸入 7 億2900万円
輸出 6 億3200万円
入超 9700万円

1914年より、輸出額急増、1915年は以下の数値を記録した。

輸入 5 億3200万円
輸出 7 億 800万円
出超 1 億7600万円

1916年の1～8月ですでに、出超は1億6400万円を記録。1913年まで赤字であった貿易収支は、第1次大戦以降、大量の増加しつつある出超を記録している。

武器や軍需品の大量な供給のほか、日本商品は、南アジアにおいてヨーロッパ商品に取って代りつつある。ヨーロッパ商品は労働力の不足やヨーロッパでの戦争により、もはや十分に生産できない。その輸出は商品の不足や価格の極端な高騰で不可能となっている。

多様な条件を利用したから日本は債権国になり、国内への入金数字は増加し続けストップすることを知らない。

金所有額はかつて戦前には3億円であったが、1916年8月には、6億7500万円となった。この時期、日本政府は1億5000万フランのイギリスの *Bons du Tresor* の購入を発表した。

他方で日本は、この資金を日本国債の償却にあてるであろう。

日本の公債は、1904年に5億3800万円であり、日露戦争後著増した。1907年に21億9570万7000円となる。1914年には25億4500万円となっていた。

1915年より、減少の傾向を示したが、それでも25億637万1千円を記録している。

この時点以降、日本政府は、イギリスで発行した4.5%国債、1913年のフラ

ンスで発行した5%の Bons du Trésor の買戻しを始めた。この1913年の債券の発行総額は2億フランにのぼる。その半分以上が既に償却され、買戻しは続いている。

1915-17年の2度にわたる会計年度の日本予算は、その償却費1億6千万円を計上している。

貿易収支、金保有額、国債の償却の上記の数字により、日本で公共財政の改善が急速に進んでいることを示している。また数字は同時に個人財産と一般の富の増加をも示すものでもある。

日本は突然、経済繁栄の時代に突入した。西欧文明に同化し始め、軍事的、科学的、工業的、商業的進化をみせている。

この繁栄の最近の徴候のひとつは、7千万ルーブルのロシア国債が、日本で発行され、あっという間に2倍の買手がついたことである。

1915年の5%のフランス国債発行の時、日仏銀行は——その本社はパリにあるが、重要な支店を日本に設置してあり——東京のフランス共和国大使から、わがフランスの国債への購入申込みを受け付け、宣伝する仕事を委託された。活発な宣伝にもかかわらず、日仏銀行は、222万8700フラン分の購入申込みしか達成できなかった。

1916年の同条件の国債については、購入申込みは50万8200フランにすぎない。この不振は検討に値する。日本人大衆は、アメリカの証券に投資し、ロシア国庫の債券にも応募している。たしかロシア国債は6%フランスのそれは5.7%だが、この差はそれほどでない。

従って不振の理由を他にさがすべきである。日仏銀行の調査によると、日本の大衆がフランスの国債を敬遠するのは、それが日本の市場に上場されないからである。

応募者は、自国の市場に上場されない証券を購入することになる。日本人買主は、このフランス証券を購入したい時には、見知らぬフランスの代理店にお

もむき、いつフランスに届くかもしれずにその証券の代金をフランスに送る。フランスの利率もわからず、それを販売した時代金が入金になるかもわからない。この条件下での交渉や、費用、危険、遅れる時間などは、多数の日本人の目には、フランス証券を譲渡するなどということは、まことに不可能にみえる。

もしフランスの証券が、東京証券取引所で上場され、もし日本人資本家たちが、現地東京で容易に取引出来るならば、日本人たちはフランス証券に関心を持ち、大量に応募することは、推測される。

現在、日本は日に日に豊かになり、金が国庫や個人の財布に流れ込んでいる時にあたり、わがフランスの将来の国債への日本人の参加は、もっとも利益を生むことであり、それを容易化する手段をさがすことは、無視できない。

現在日本で特別の債券が発行されなくても、我々にとって必要だと思われるのは、もし将来国庫が債券の応募者を日本で獲得しようとするれば、何よりもまず、フランス政府が、東京の証券取引所へその国債の上場許可を要求することである。

それにより、その発行への新分野が開拓され、同時に日仏の利害関係が強化されよう。日本は、益々将来に期待できる国なのである。

また、日本で起債したフランスの国債の販売基金を日仏銀行に預金するにあたっての、フランス大蔵省とフランス外務省の間の見解の調整については、次の書簡が明らかにする⁽²⁾。

去る10月22日の電報で、フランス国庫から130万円分が徴収されたことを知りました。日仏銀行は、この我々の資金が出来る丈長く同行に預金されることを望んでおり、大使館側は、この円で発行した我々の国債から調達された資金が、横浜正金銀行へ集中化されることを好んでいることも知りました。貴下が私に望んだことは、このフランスの国債を発行するに当り一役買ってくれた日仏銀行に満足感を与えるための手段があるか検討することでした。

私はまず、この資金を利用するまで、フランス国債発行により調達した資金を日仏銀行に保管しておくことに全く賛成です。勿論、日仏銀行の提案する利子率が正当な場合ですが。私達にとっては、フランスの銀行から、他の日本の金融機関へとその資金を移送する理由は全くありません。他方で当然のことながら、この資金を日仏銀行に預金しておく将来の期間について約束することはできません。この期間は、明らかに我々の必要とする資金量に依存しているのです。

日仏銀行は、明らかに、円で調達した我々の国債発行による資金は、契約自体に書かれているのだが、日本商品の支払いに限定されていることを知っています。従ってこの資金は、商品交換の行なわれるどの方面にも使われるのです。従って、日仏銀行の預金なくなる前に横浜正金銀行の預金に手をつけないうことを日仏銀行はよく知っているはずで

このことを理解された上で、貴下が東京のフランス大使に、日仏銀行はフランスの性格を持った銀行であり、わが国債を発行するときフランス国庫に多大の貢献をしたことを大いに主張して下さって結構だと存じます。

日仏銀行は、取締役渡辺千冬の名前で、フランス国債による調達資金が出来る丈長く、預金されるよう在日仏大使へ陳情しています²⁹。

わが支店は1917年から1918年のフランス債が発行された時、その資金を保管できたことを満足に思っている。我々が、この預金に提供した条件は勿論、最良のものである。

8月20日に、在日フランス大使館より、一回で1300万円の額を引き出す通告があり、支店はこの額の支払いに忙殺されました。大使殿は、このように巨額の引出しは、銀行にとって困難なものであることはおわかりでしょう。勿論私どもはそれを拒否する権利はありませんし、他方いつもこのような出来事に万全な準備をしているわけでもありません。

他方で私どもがお伝えしておくことが正当だと考えるのは、フランス債の発

売にあたりその発行を集中化するため如何に私たちが公平に働いたかであり、この証券の説明書の発行の遅れたことにどれほど苦勞したかです。従って、再度このような大量の引出しがおきないよう期待しているのです。この点について若干見解を述べます。

我々は日本における唯一のフランス系信用機関です。日仏銀行の創設は、日仏間の経済関係を緊密化するための仲介的、強力な金融機関を創設するという哲学によってなされたのです。私見によれば、まさにこの哲学故に日本政府は、直接的・間接的方法で銀行の創設に強力な支持をし、大変低い利率にもかかわらず、パリ支店に500万円を預金したのです。この預金のごく一部は、戦争が始ってから、全く例外的な理由で引き出されています。

私は、わが行のような金融機関が発展することは、フランス政府にとっても同様な希望だと存じています。私は、貴下ができるだけ長く上述の資金をわが銀行に預金しつづけることを望んでいます。

だが資金の必要などときには、日本でフランス債を円で発行することにより、それを横浜正金銀行に預金してもよいのです。今回引き出しが最後のものとなりこれ以上ありませんように。

(6) 日仏銀行の日本での地位をめぐるエピソード

1923年5月22日付で、日仏銀行パリ本店の取締役会会長 Dumont が、大蔵大臣宛に手紙を書き、日仏銀行東京支店が横浜の領事から不当な扱いを受けたことを抗議している⁽²³⁾。

拝啓。日仏銀行取締役会は、1923年5月16日の会議で日本支店からの報告——横浜のフランス領事 Déjardin の陰謀についての報告が行なわれました。

この問題は日仏銀行の従業員個人の利害関係をこえるように私には思われますので、報告をいたします。Amiral Gilly のミシヨンの滞日中に、東京支店管理部——日本人だけからのみ構成されていますが——は、当然のことながら高

等銀行や高等商業家により組織される、このミッションの歓迎レセプションを組織するイニシアチブをとるべき第1番目のグループだったのです。またこのミッションに日仏銀行の金融サービスを提供すべき義務も当然のことながら負っていたのです。

ところが、フランス人領事デエジャルダンは、日仏銀行を避けるかたちで、各種の外国銀行にすべてを委せていたのです。そして、日仏銀行側には、すべてが手配済みだと伝えていたのです。

その他以下の点がみられます。

在日フランス大使館は、横浜の領事に歓迎夕食会を組織し、在日フランス住民を招待し、重要な日本人実業家を招待する仕事を托していたのです。

そして、日仏銀行の東京支店のトップに立つ取締役は、招待されなかったのです。東京支店の工業部門のフランス人技師、彼はシュネイデル社との交渉をしているフランス人ですが、その彼も何ら特別の扱いを得ていないのです。そしてこれは、日仏銀行東京支店が、横浜の産業会議所のメンバーであることから、なお一層驚ろくべきことなのです。わが行のフランス人技師は、Amiral Gilly の東京支店の取締役への要請にもとづき、ミッションの滞日中のアテンド役をつとめていたのです。追加的に招待状が発行されたのは、大使館へ陳情をしたのちのことだったのです。

もし我々が、この事態が発生した時、日仏銀行が日本で窓口をもつ唯一のフランス系銀行であることを考えるならば、横浜の領事のこの行動は、驚ろくべき事だ、ではすまされないものがあります。

彼は日仏銀行をその外国の競争銀行よりも明らかに劣っているとみなすだけではありません。より一般的に言えば、日本でたえずフランスの利益を守るため最大の努力をしている日仏銀行に対する領事当局の全く正当化されえない軽蔑的態度は、我々フランス人を観察している日本人の銀行員にたえがたい印象を与えたのです。

フランス政府がこの事態に介入するよう貴下の決断を求めて事実関係を明らかにしました。

- 注(1) Discours de M. SOEDA (President à l'Assemblée Générale des Actionnaires de la Banque Industrielle du Japon. (traduction, Archives Historiques de la S. G. 3 Août 1912, B 2761.
- (2) 【渋沢栄一伝記資料】第50巻 (渋沢栄一伝記資料刊行会編, 1955-1971年)。
- (3) 同伝記資料, 第50巻, 334頁。
- (4) 同伝記資料, 第50巻, 342頁。
- (5) 同伝記資料, 第50巻, 344頁。
- (6) 勝田家文書, 「井上邸ニ於ケル協議事項概録」(大元・8・7)。
- (7) Note sur les propositions formulées par M. Kengo Mori dans sa lettre à M. J. de Gunzburg en date du 9 août 1912, Archives Historique de la Société Générale, B02761.
- (8) Banque Franco Japonaise, Assemblée Générale Ordinaire des Actionnaires du 9 Oct. 1913, Rapport du Conseil d'Administration 1912-1913, Archives Historiques de Credit Lyonnais, DEEF/4566S.
- (9) Une lettre de K. Mori à M. le Baron de Gunzburg, Londres le 13 août 1912, Archives Historique de la Société Générale, B02761.
- (10) Une Copie de lettre adressée à la B. F. J par S. E. l'Ambassadeur à Paris du Gouvernement Impérial du Japon, Paris, le 4 mars 1913. K. ISHI, Archives Historique de la Société Générale, B02757.
- (11) Emprunt de la Cie Orientale de Colonisation, Archives Historiques de la Société Générale, B02757.
- (12) Oriental Development Company, Limited (le 26 Juin 1912) Archives Historique de S. G. B02757.
- (13) ソシエテ・ゼネラルの Archives Historiques に保存されている, 東洋拓殖会社の社債発行の契約書 (Contrat) による。Archives Historiques de la Société Générale, B02757.
- (14) Compagnie Orientale de Colonisation, Siège Social: Seoul (Empire du Japon) 6 Juillet, 1922, Archives Historique de la Société Générale.
- (15) Une rapport pour Société Générale de la part de la Banque Franco-Japonaise (7 Mars 1913), Archives Historique de la Société Générale, B02757.
- 以下の記述は, 次の資料による
- (16) Société Générale, Emprunt 5% de la Cie Orientale de Colonisation (Oriental Development Cy Ld 6 Mars 1913, S. G. O. Direction Générale, Archives Historiques de S. G., B02757.
- (17) ソシエテ・ゼネラルの史料館には, 1913年3月8日時点での社債引受け状態を示す史料が保管されている。Oriental Development, Participations (8/3/1913), Archives Historique de la Société Générale, B02757.
- (18) Les Nouvelles Economiques et Financières, (日付不明, P.117~), Archives Historiques de la Société Générale, B02757 による。
- (19) Rapport de Conseil d'Administration, 19 Décembre¹² 1917, Archives Historiques Crédit Lyonnais, DEEF/58403/2
- (20) Une lettre (raport) de la Banque F. J. (Paris) pour M. le Ministre des Finances, le 27 Nov. 1916, Archives de Ministère des Finances, B32. 888.

- ②) Une lettre du Ministre des Finances à M. le Ministre des Affaires Etrangères (Direction des Affaires Politiques et Commerciales) 30/10/19 B. 32. 888, Savigny.
- ③) Une lettre pour Son Excellence Monsieur Edmond BAPST, Ambassadeur de France, de la part de Banque Franco-Japonaise, T. Watanabé Signé, Tokyo 11 Septembre 1919, Archives Historiques de Ministère des Finance B32. 888, による。
- ④) Une lettre du Ch. Dumont à Monsieur le Ministre des Finance (23 Mai 1923), Archives Historiques de Ministère des Finances B32. 888.

第四章 日仏銀行と横浜正金銀行との調整

- (1) 日仏銀行開設時（1912年）の両行の協定書
- (2) 両行協定書の破棄（1923年）
- (3) 横浜正金銀行リヨン支店のパリ移転計画の公表（1930年）
- (4) 両行の再協定調整に動くフランス官庁
- (5) 横浜正金銀行リヨン支店のパリ移転に関する日仏銀行との合意（1931年 5月）

第四章 日仏銀行と横浜正金銀行との調整

(1) 日仏銀行開設時（1912年）の両行の協定書

横浜正金銀行は、日本興業銀行の日仏銀行設立に、当初から好意的だった唯一の日本の銀行である。その事は、第1表にみられる（拙稿（上）参照）、日仏銀行の当初株主の吉川高秀の所有株100株は、実際は横浜正金銀行の持株であったことは第4表（拙稿（上）参照）のT・吉川の100株がそのまま、横浜正金銀行ロンドン支店長、巽に転売されていることから明らかとなる。また、日仏銀行取締役会メンバーのひとりとして、前出のK・巽が創立以降参加していることから、両行の協力関係は明らかとなる。両行が日仏銀行の設立された、1912年に協定書をむすぶが、それは既に1月26日の森・ドリゾン予備契約書の付属資料②として以下のように記録されていたのである⁽¹⁾。

森賢吾とソシエテ・ゼネラルの予備契約書の第8条にもとづき、日仏銀行と横浜正金銀行は、その事業に相互の協力を行なうため以下の契約をむすぶ。

第1条。横浜正金銀行は、外国貿易についての全国機関として日本でよく知られており、当行はこの種の事業で、既に早くから重要な仕事を行ってきているので、日仏銀行は、横浜正金銀行が依拠するあらゆる地域から身を引き、その日本でのあらゆる商業活動から身を引くこと。

第2条。他方、横浜正金銀行は、日仏銀行に横浜正金銀行の引受ける発行事

業への参加を認める。

友好的な相互性をもって日仏銀行は、自行が行なう事業において、横浜正金銀行に利益を与えるよう最大の努力をする。

第3条。第2条の相互代表性の約束にもかかわらず、二つの銀行は、支店を開設する権利を放棄するものではない。だが可能な限り同一都市への進出を避けるべきことは言うまでもない。

第4条は、第2・第3条で規定した相互代表の報酬についてである。両行の代表は、他行から代償としての報酬を受け取るがそれは相互のアンタントで決定される。

また、両行の代表者が、既に1911年の8月2日に契約書の原案を作成し、この協定が10年間有効であり、双方から異議のない場合には、自動的に延長されることを規定した契約書は、以下のように述べている⁽²⁾。

資本金4800万円で本店が横浜にある、日本商法の株式会社横浜正金銀行、代表者ナルヨシ・アベとロンドンの副支配人が一方の利害関係者であり、資本金2500万フランで本社がパリ（56 rue de Provence）にある日仏銀行、取締役会会長、ゲルノーと取締役 Jacques de Gunzburg 男爵に他方で代表される日仏銀行の両行は以下の同意を得た。第1条。横浜正金銀行は日本では、外国貿易に関する全国的機関として知られており、長い間にわたって、この領域で圧倒的影響力を持ってきたので、日仏銀行は、日本および日本に所属する領土での *commerce de change* を差し控えるであろう。

それに対して、第2条では、状況に応じて横浜正金銀行は、日仏銀行に、同行が取扱うだろう機会をもつ発行業務にあたり構成される発行借款団に日仏銀行が参加することを認めるだろう。

友好的相互主義にもとづき、日仏銀行は横浜正金銀行自体が専念すべき性質の事業の場合に同行に利益を与えるよう努力するだろう。

横浜正金銀行は、日仏銀行のロンドンおよびリヨンの代表として行動し、日

日銀行は横浜正金銀行のパリの代表として行動するであろう。

第3条。前条で問題となった相互代表の約束にもかかわらず、両行はそれぞれ、支店を開設する権利を放棄するものではない。だが当然のことながら、両行は可能な限り同一の都市での支店の開設を避けることになろう。

第4条。第2条および3条で問題となっている相互代表への報酬として、両行の各々は他行からの手数料を受けとることになろう。その額は相互の協定により決められるだろう。

第5条。この協定は、今後10年間有効であろう。各10年経過ごとに、異議のない場合自動的に10年さらに延長されよう。

(パリで作成。2通。1911年8月2日に作成。)

この史料には、横浜正金銀行リヨン支店長T・田辺の名刺が添えられている。

又当協定書の効果については、日仏銀行がソシエテ・ゼネラルに宛てた以下の書簡が述べている⁽³⁾。

拝啓。ソシエテ・ゼネラル総裁殿。

森賢吾の提言にもとづき、日本銀行総裁、横浜正金銀行の監査役、H・ヒジカタの来訪をえた。ヒジカタが、貴下（ドリゾン）に再度会見を申込みとはありうることなので、彼との会談の内容を事前にお伝えしておきます。

今日までの我々の情報によると、日本の銀行はどこも、日仏銀行に口座をひらいていません。日本の友人たちの発行する lettres de crédit（パリ向け）は、クレディ・リヨネに送られるのです。また、日仏銀行と横浜正金銀行との関係もまだ満足できる結果を生んでいないのです。

我々は正金銀行に同行とわが行の間に契約がサインされ存在するのだと伝えました。そして、我々が日本との commerce de change を商売として獲得出来ていないことも伝えたのです。我々は横浜正金銀行側からの申し出を待っているところなのです。

この契約は、わが銀行を横浜正金のパリ出張所とみなすことになっているのですが、（第2条）今日まで死文に等しいのです。それどころかこの契約は、わが日仏銀行と他の銀行との関係を制約するものとさえなっています。例えばベルリンの Deutsche Asiatische Bank は、横浜とわが行との間に如何なるアクトも存在しないと宣言する日まで、料金や口座条件についての日仏銀行のそれを認めないというのです。

ヒジカタは、この問題に留意すると発言し、我々はそれに謝意を示しました。

我々のこの説明を、ソシエテ・ゼネラルの総裁におかれましても十分に支持をしていただきたい。

この書簡は、日仏銀行側に1912年の協定に関する不満が存在したことを示すものである。他方、この協定に最初に違反したのは、日仏銀行側であったとも考えられる史料が存在する。それは、日仏銀行の東京支店の開設が協定に反すると考えるグンツブルグ男爵の次の書簡である⁽⁴⁾。

フィナリ氏によれば、彼の参加しなかった日仏銀行の最近の取締役会で、東京での支店の開設が決定されたとのことである。

日仏銀行は東京には委員会のみをもち日本興業銀行が日本での窓口となる合意ができていたはずである。横浜正金銀行との同意も、日本での本格的な銀行業務を排除していたはずである。私は両行の同意の基本のひとつを修正するこの重大な決定が、ソシエテ・ゼネラルの意見を徴することなく下されたことを残念に思う。

私の友人たち（横浜正金銀行か？）は、自らの権利を守るに厳しく、当然多くの反対のおきているこの決定について、私どもが判断できるまで、その実行を猶予するよう私に要求するだろう。

貴行のゲルノーにこの手紙のコピーを送ります。

(2) 両行協定書の破棄 (1923)

1912年の両行の協定書は、10年間有効とされたが、既に1917年に日仏銀行側が第1条の為替取引の制限に関する条項の廃止を要求したのに対し、横浜正金銀行側はむしろ、協定全体の廃止を主張した。そして、両行は協定書の破棄に合意することにより、今後も友好的な協力関係を保つこととしたのである。このあたりの事情については、以下の史料が詳しい。

まずは、グンツブルグ男爵が、横浜正金銀行ロンドン支店長巽に1917年7月17日に送った英文書簡をみておこう⁽⁵⁾。

拝啓。巽様。

森賢吾が私に伝えてきたところによると、横浜正金銀行の取締役会は *opé-ration de change* を認めたくないだけでなく、日仏銀行との協定全体が廃止されることを願っているのである。

私の想定によると、結局彼らの目標としているのは、パリに横浜正金銀行の支店を開設したいのであり、個人的には、これに対して横浜正金銀行側は何の異議も見出さないのである。だが私にとって望ましく思われるのは、——同僚の日仏銀行の取締役の意見を微したのだが——完全に協定を放棄することである。私は、日仏銀行の関係者に横浜正金銀行の意図を伝達させしたのである。

私が確信を持って言えることは、同僚たちは私の意見に同意し、将来においても、二つの銀行がここパリに設立され、特別日本との取引を行うのであり、パリに2行は決して多すぎない。ご存知のように、貴下が日仏銀行の取締役にとどまることは大変重要で、それぞれ二つの銀行のきずなとなる。私は既に自己の見解を数回表明しているので、これ以上繰り返さない。だが、もしこの点が事前に決定されていたとしても、私が再度同僚たちに、この点につき何の変更もないと示す報告書を作成することは有益だと考える。

また、日仏銀行側から横浜正金銀行に対しても、1912年の協定の破棄の合意

と、今後の協力を期待する以下の書簡が送られた⁽⁶⁾。

私たちは、日本帝国政府金融代理人の森賢吾より、横浜正金銀行の本社が、我々の1912年の契約をきっぱりと解約するのに同意したことを知らされました。opération de change に関する項目のみならず、契約全体の廃止を要求しているのです。

このような結果は予想をしておりませんでした。だがこれを私どもは受け入れられます。これはわが行が貴行と良好な関係を保ちたいという真剣な要望のあらわれでもあるのです。

我々は、わが行の開設以来両行の間に存在してきた親密な協力精神が将来に亘っても発露されると考えています。そして巽が日仏銀行の取締役会メンバーであり続けることがその貴重なあかしであろうと考えるのです。

わが行の取締役会は従って、巽がわが社に留まりつづけることが許され、同時に彼もそれを望むことを期待しています。

この様にして、日仏銀行および横浜正金銀行両行は、友好的雰囲気のおかげで、10年経過した協定書の破棄に1923年6月合意に至る。その状況はまず、日仏銀行から、横浜銀行へあてた次の書簡で明らかにされる⁽⁷⁾。

両行間に1912年の8月2日に交わされた協定の解除告知に関する1923年1月26日の手紙を送りました。そして、私たちは、パリ本店がこの解除告知について合意する旨伝えてきたのでお知らせします。

従って、先便と同じ考えで、解除後も従来以上の協力を認めていただきたいのです。

これに対し、横浜正金銀行取締役会会長のK・児玉は次のように答えて合意している⁽⁸⁾。

玉信拜受。これは貴行本社が両行間に1912年8月2日にかわされた協定を無効とすることを承認したことを知らせてくれた。

貴殿は、将来にわたり両行は今日までと同様に最高に良好な関係を続けるだ

ろうと確信していただきたい。それは相互利益、特に金融参加や為替作業等々の場合である。

このように両行の合意により、10年間経過した両行の合意書は1923年に破棄されるに至ったがそれは両行それぞれ思惑があったからである。最初に協定の一部破棄を提案した日仏銀行側は、日本国内での為替業務の展開に、また横浜正金銀行側は、リヨン支店をパリに移転する計画を練っていた。リヨン支店長田辺は既にフランス官庁に根まわしを始めておりその経緯は、フランス大蔵省に保存させている、日仏銀行についてのノート（1930年）が明らかにする⁽⁹⁾。

横浜正金銀行の支配人の田辺が、大蔵省の資金局（Direction du Mouvement Général des Fonds）に対して説明しに来たことは、この日本の銀行がパリに支店を開設するにあたり、当行の意図がどこにあるかを明確にしている。

1912年の契約のお蔭で、日仏銀行は日本に対する為替取引はすることができなかった。他方では、横浜正金銀行と日仏銀行は、両行が同一の都市にお互いに支店を開設して競争をしないように合意していた。

1917年に日仏銀行が、1912年の為替取引に関する条項を廃止するよう要求した。横浜正金銀行側は、契約全体の廃止を主張した。そしてそれは実現された。この時グンツブルグ男爵は、日本人たちは多分パリに支店を開設したがっているであろうし、それに個人的には何の反対もないという手紙を書いた。いづれにしても、1912年の契約は廃止された。

現在、リヨンの横浜正金銀行は、過去10年間赤字である。当行によればその原因と認められるのは、生糸に関するリヨン市場の衰退である。またチューリッヒ、ミラノ、ロンドンの発展もリヨンの衰退を引きおこした。他方では日本事業の70%はパリ市場で、アメリカの銀行によりなされている。そして、横浜正金銀行が25%、日仏銀行が5%の取引を行っている。

この条件下で横浜正金銀行はパリ支店の開設を提案し、常に良好な関係を保っている日仏銀行との関係も変化させないでおこうとしている。横浜正金銀

行は、時にパリのアメリカの諸銀行とこそ競争をして、それによりむしろ、日仏銀行を援助するのに何の異議もないのである。横浜正金銀行は、日仏銀行が要求するならば、それに応えるためパリには進出しないことさえ示唆していた。だがロンドンに進出した日本の銀行がパリに支店を開設すると言った時誰もこれを阻止できないのである。このパリ支店は、パリのアメリカの諸銀行の競争相手となるだけでなく、日仏銀行のライバルとさえなりうるのである。

これに対し、横浜正金銀行は、その営業活動をリヨンに限定され、短期間存在しただけで、フランス金融市場より退出し、日仏銀行との協力も中止せざるをえないのである。

日仏銀行との協力を熱望しつつも、横浜正金銀行、そして少なくとも田辺支店長は、その協力の限界を文章で明らかにすることに多大の困難を覚えた。

横浜正金銀行がパリで行ないたい営業活動は以下の点である。

- (1) フランスの諸銀行の資金を入金するのに首都の金融市場を利用して、この経路を用いることにより、横浜正金銀行の本社の活動を制限すること。
- (2) パリで、日本への為替取引業務を行なうこと。
- (3) フランスでの日本債の発行を容易化すること。
- (4) 日仏両国の輸出貿易に金融的支持を与えること。

この計画の実現のため、当銀行はパリで銀行としての全業務を行なうことを望んだ。そして、田辺支店長は、日仏銀行へいくつかの業務を委託することを望んだのである。更にまた日仏銀行へと横浜正金に不安を抱いている顧客を振りむけることも望んでいた。

フランス外務省は、田辺支店長に、この事件は日仏銀行と横浜正金銀行の間で調整されるべきだと述べている。個人的に、田辺支店長に、陰に陽にコンタクトが続けられ、日仏銀行の要請を最大限考慮すべきだと進言した。というのは、日仏銀行の要求は、フランス政府の支持を得ていると思われるからである。

何よりも現在では、日仏銀行側からの正金銀行のパリ支店の開設への反対はより弱くなっている。他方田辺は、活発な実業家の印象を与える。正金銀行のパリ進出が、アメリカの銀行を犠牲にして行なわれるなら、それに反対することはできない。だがもう 1 度述べるなら、日仏銀行が横浜正金銀行の犠牲になることは避けるべきなのである。

(3) 横浜正金銀行リヨン支店パリ移転計画の公表 (1930年)

1930年4月に、横浜正金銀行が、そのリヨン支店をパリに移転することを決定し、公表したことから、日仏銀行との関係は緊張し、両行間の文書の往来は、フランスの官庁をもまきこんで頻繁に行なわれる。フランス大蔵省に保管されているそれらの史料にもとづきリヨン支店のパリ移転計画に対する反応をみていこう。

最初に検討するのは、1930年4月30日の日仏銀行の取締役(日本人)から、横浜正金銀行の取締役会会長にあてたものである¹⁰⁾。

去る4月25日、貴行リヨン支店のパリ移転の決定に関する会談が行なわれたことをこの手紙でお伝えします。

その時貴行側が追加的に発言したかったことをここに文書で伝えます。貴下によると、為替取引において貴行は決してわが銀行と競争相手にならないとのことですが、それは、貴行のリヨン支店の取引が少しづつ減少してきているためだと思われます。そのため貴下は、貨幣市場の中心地でもあるパリに進出し将来の貴行の金融活動にそなえようとしたのです。勿論私たちは、貴行の1923年6月13日の手紙、わが行の同年1月26日の手紙にもとづき、次のように考えています。即ち、相互に利益をうる場合、特に金融参加や為替作業などの折、できる丈広く相互協力をして、相互援助をする用意があるのです。また願わくは、貴下がその貴重な支持を従来通りわが行に与えてほしいと思っています。というのは、貴行のパリ支店開設後友好関係をもつことが必要だからです。

1930年5月5日には、日仏銀行の東京支店の支配人のM. 依田は、日仏銀行のパリ本社の総裁のMullerに次のような電文を送っている⁽¹¹⁾。

“横浜正金銀行は、その将来の金融的必要のためパリ市場からの利益を意図して、リヨンの支店をパリに移転する決定をしたことを通告してきた。そして、この銀行は為替業務については、わが日仏銀行と決して競争しないと伝えてきたのである。日本政府は既に、正金銀行に同意を伝えている。我々はこの決定は、不可避のことだと考えている。森賢吾も我々と同意見である。補完的情報については、パリの日本大使館に問い合わせして欲しい。”

また、5月7日付で横浜正金側から日仏銀行側へも書簡が送られ、パリ支店開設後も協力を願っている⁽¹²⁾。

4月30日の貴信拝受。わが行のリヨン支店のパリへの移動に関して貴信の文意はよく理解したことをまずお伝えします。過日既にお伝えしたように、今日までリヨン支店の行ってきた営業活動は、徐々にパリへと移っています。まさにこの理由により、私どもはパリへの移転が必要と考えたのです。さらに私どもに好ましいと考えられるのは、将来の金融活動にとっては、貨幣市場の中心であるパリに支店を開設することなのです。私たちには、貴行と競争する意図は全くありません。その点貴下は安心して下さってよいと思います。既に我々が1923年6月13日付の手紙でお伝えしたように、我々二つの銀行は将来においても、相互の利益が許す限り、もっとも広範に、今日まで両行が保ってきた良好な関係をつづけるのです。

従って、貴行の友好的協力をお願いします。というのは、わが行がパリ支店を開設したのも親密な関係をもつことが必要だからです。

日仏銀行のパリ本店側は、横浜正金銀行がリヨンからパリへと支店を移転させる決定を下したことに、動揺を隠さず、危機意識にみちた手紙を日仏銀行東京支店に書き送っている⁽¹³⁾。

日仏銀行東京支店は、3日付の電報により正金銀行が、リヨン支店をパリへ

移転する決定を下したとの報に接した。この通知は、私ども同僚に大変な動揺を引きおこしたのです。これは、日仏銀行に対する深刻な脅迫であり、わが銀行の存続そのものを危険にするものなのです。

わが行の総裁は、ただちに日本大使館におもむき、横浜正金銀行のこの決定の動機やその計画について情報を得ようと思いました。だが、明らかになったことは、横浜正金銀行は、パリでその絹関係の業務を続けることです。それは我々の定着しているこの首都での金融活動のみならず、銀行的業務をも行うということだけです。

また、横浜正金銀行は、リヨン支店を閉鎖し、パリにフランス業務の中心をもって来るようです。書簡では、日仏銀行と為替取引で競争しないと言っているが、このパリ支店が *opération documentaires* の後、預金を受入れ信用を開設し、そこからあらゆる *toutes les operations de change* を行なうのは明らかです。横浜正金銀行が我々になした約束はすべて死文となってしまいます。近く両行間には、銀行業務のすべての点につき競争が生じるでしょう。

この結果わが行に破滅的結果がもたらされる恐れを隠すことができません。日仏銀行が過去10年間、労苦を払って獲得してきた、わが行の繁栄状態は、この不平等な競争により急速に失なわれてしまうのです。経済活動を制限され、1930-31年期の営業から、その利益を減少させられ、恐らく株主に対する配当も廃止しなければいけなくなるでしょう。10年以上も配当はたえず増加していたにもかかわらず、配当のこの突然の減少又は廃止は、当行の信用に深刻な打撃を与えるものです。この事態を取締役会のメンバーは受容できません。取締役会のメンバーは、パリで最も重要な人々が集っています。このような事情により日仏銀行の信用に傷がつくようならば、この状況に対応するため集团的辞任も考えなければなりません。横浜正金銀行と日本政府は、このような場合の結果を予測することができるでしょうか。

日仏銀行創立についてふりかえると、優秀な創立者たちは、横浜正金銀行と

この新機関との競争の結果生じる本質的な危険に気づき、日仏両国政府の仲介により、両行の協定を確立していたのである。

この協定は、1912年のもので、1922年に解消されることになることにはいたが、更新も可能であったのです。想起していただきたいのは、1923年に、貴行の先任者と兎玉との間で文書が交換され、契約の精神は今後も守り続けられるべきことが確認されたのです。我々は横浜正金銀行のもっとも友好的な協力を期待しているのです。

もうひとつ想起すべきは、日仏銀行をつくる時、フランスおよび日本の両政府の基本的哲学は、フランスでの日本証券（valeurs japonais）の導入と発行とを推進する機関を創設したいことだったはずで、戦争状態で強制された点もあるが、この活動が行なわれ、困難にもかかわらず慎重な行動の結果、わが日仏銀行だけの手段によっても、日仏協力に大きな貢献をなしたのである。私たちは、それを大きく発展させるのに成功し、我々の利益の増加は、それだけでも我々の行動が重要だったことを示しているのです。

このように、例外的に困難な時代をのりきり、今日のパリ市場の繁栄がもたらされたのです。同様に数日前、フランス政府が、外国証券に好意的態度をとることになったことも、我々の当初の金融計画を再度活発化することになっているのです。パリ証券市場で我々の獲得した第1級の信用、我々の金融業界に確立した人脈により、この種の仕事に我々が習熟しているのである。従って、今我々は日本興業銀行と協定を結んだばかりであり、過去10年の成果を今まさに得ようとしたのに、突然に消失を宣言されたのである。まさに、これらの点につき横浜正金銀行との交換文書には書かれない点である。

それ故我々は警告する。そこで横浜正金銀行がこのような決定をしないように、即座に働きかけを開始するよう指示したい。

横浜正金銀行は、パリに進出し、金融市場から利益をえようとするのなら、何故この銀行は、単なる事務所の開設で満足しないのか？ 我々は、横浜銀行

に施設を貸与し、わが地域の金融界の人脈を紹介することもできるのである。

もし本当に横浜正金銀行が、パリで新しい顧客層を開拓しようとしないのでなら、リヨン支店の維持は、利点だけを守っているように我々には思われる。ご承知のように絹取引はパリでなく、リヨンでのみなされるのだ。

貴下がこの強力な機関の説得に成功するよう祈っている。また取締役会の名で、この重要な事態に対する努力に感謝する。

このような本社の厳しい手紙に接した、日仏銀行東京支店の役員達は、責任を感じ、集団的辞任を申し出たようである。それに対し、パリ本店は、以下回答している⁴⁴。

貴電報（5月5日）拝受。取締役会での詳細な検討の結果、わが行の総裁は、鈴木（東京日仏銀行の副会長）に以下のように伝える。たとえ横浜正金銀行が、その支店をパリに開設し、預金を集め *lettre de crédit* に支払いをし、*crédit documentaires* を開設しようとしたとしても、パリ日仏銀行取締役会は、このことは、集団的辞任の如何なる対象ともならないだろうと考える。この点を東京支店の諮問委員会のメンバーに伝えられたい。

(4) 両行の再協定調整に動くフランス官庁

両行の支店出店をめぐる紛糾は、1930年5月に遂にフランス外務大臣の関与する問題となる。外務大臣は、在東京フランス大使館に以下のような書簡を送るに至った⁴⁵。

日本政府との合意のもと、だが日仏銀行とは何の合意もなしに、横浜正金銀行はパリに支店を創設し、リヨンの営業をそこに移転することを決定したようである。

日仏銀行側は、横浜正金銀行がパリに金融出張所を開設したい希望は理解しており、その創設と運営に関して協力の用意があると言っている。だが、日仏銀行は、パリへの支店の創設は、日仏銀行の営業の中心となっている営業的要

素（預金、割引業務）を奪うことになるとも考えている。日仏銀行の総裁は、シャルル・デュモンだが、彼は上院の金融委員会の（Comission des Finances）委員長でもあるのだが、その彼は横浜正金銀行の計算を知って、日仏銀行の清算さえ考えたのである。ここで留意していただきたいのは、パリに支店を開設するという決定、そして日仏銀行と競争させるという決定は、日仏銀行に何の相談もなしに決定されたものであり、1923年1月13日の協定とも一致しないものである。この協定では、両行は相互協力をこそむしろ約束していたのである。

私はこの件を日本事業担当官と相談してきた。そして彼に想起させたことは、日仏銀行は1912年に設立され、60%がフランス資本で40%が日本資本であったことである。そしてその設立は両国政府により、奨励されたのである。そのため、1912年の5月6日には、大蔵大臣の記者会見がおこなわれそこには、日本政府の金融代理人森賢吾も同席したのである。

銀行の営業は最初から、フランスと日本の金融的および商業的發展にむけられていた。ごく最近になっても、日仏銀行は、日本政府の同意のもとに、神戸と横浜に支店を開設したのである。

大蔵大臣との合意のもとに、私は日仏銀行の存在を危険なものとする競争をパリに引きおこすことは適切でないと考えた。日仏銀行の資本、取締役会の構成は、日仏両国によりなっており、その目的はフランス・日本間の事業の發展にあり、真の価値をもっており、それは、両国協力の象徴的事業でさえある。

私が追加したことは、私は日本政府が横浜正金銀行がパリにその支店を創設することを延期するように横浜正金銀行に影響力を発揮できるよう希望していることである。また、私は、横浜正金銀行が両行の協力条件を決定するため、日仏銀行と直接交渉することを希望している。

日本事業担当官は、今月10日にこの方向で電報を打つだろうと私に言明した。

あなたの側でも、この私たちの議論を友好的なかたちで、日本外務省に伝え、その回答を得て、私に連絡して貰いたい。日仏銀行は、

- (1) 横浜正金銀行がそのリヨン支店を保持し、この支店の行っているすべての活動を当地で続けることに賛成なのか。
- (2) それともパリに、金融出張所をつくることに賛成なのか。

この機関は、商業手形の割引、*lettre de crédit* の引受け、*crédits d'acceptation* をするのである。

事態打解を計るフランス大蔵大臣がフランス外務大臣に、解決のヒントを求める手紙も残されている⁽¹⁶⁾。

日仏銀行取締役会会長の Charles Dumont が、私の部局へやってきて、横浜正金銀行のリヨン支店がパリに移転する結果生ずる状況につき説明した。

仏人資本60%、日本人資本40%の参加からなる日仏銀行は、少なくとも公式な日本政府と日本の主要な銀行の出張機関となるためパリで構成されたのである。日仏銀行に必要な活動要素を保証するためには、日本の諸銀行は、パリにそれぞれ支店を開設しない約束をしていた。勿論この約束は、法律的には1922年にいたるまで有効なものではなかった。だが、シャルル・デュモンの宣言によれば、この約束は今日まで、少なくとも守られてきたのである。従って日仏銀行の存続する限り約束は存在すると考えられていた。

日仏銀行の利益を守るためなしうることを検討し、この点につき適切だと思われる陳情方法をおしえて下されば大変有難い。

私は、同じ方向で動くため、あらゆる機会をにがさないだろう。

5月12日のフランス外務大臣から、在日大使館にあてた書簡に対し、5月20日付で、在日フランス大使館は、以下の書簡を送っている⁽¹⁷⁾。

幣原男爵は、日仏銀行に関する問題を私がコンタクトを取り続けている商務担当官を通じて次のように述べた。

日仏銀行の副総裁で、極めて重要で半官の日本興業銀行の総裁である、鈴木

こそが横浜正金銀行がパリに支店を開設する主要な目的は、その一般的業務のために商業手形の引受けを行なうことだと私に述べたのである。この情報は、大蔵省より彼に伝達され、横浜正金銀行の頭取の行った宣言とも一致するのである。

だが鈴木副総裁によると、横浜正金銀行のパリ支店が、その顧客にとって、通常の銀行業務である事業（割引、預金、*lettre de crédit*）を完全に拒否することは、困難だと思われる。ましてや、横浜正金銀行は、事業が減少しつつあるリヨンの支店を閉鎖するのであるから。このことは、私が二度会見した横浜正金銀行の田辺支店長がまた私に述べたことでもある。この支店長は、横浜正金銀行と日仏銀行東京支店との間で1930年の4月30日と5月7日にかわされた手紙の背後に立てこもっているのである。これらの手紙は、まだシャルル・デュモンの知るところとはなっていないが、はっきりと横浜の支店をリヨンからパリに移転することを認め、単に両行の一般的かつ友好的協力の原則をうたっているだけなのである。横浜正金銀行の取締役は、その手紙のなかで、「本行は、日仏銀行と競争するという如何なる意図も持たない」と述べ、同行はこの保証は、フランスの銀行にとっても満足できるもので十分なものだろうと考えたのである。

外務省の商務担当官は、これらの我々の見解により一層介入しようとした。そこで私は横浜正金銀行が、関係するフランス省庁と合意するようにすすめた。横浜正金銀行は、パリ支店の計画書を提示していた。この計画は、フランス当局の許可が得られたのちに、横浜正金と日仏銀行が会談すべきだという一つの考えにもとづいていた。だが、その基本的発想のなかでは、1930年4月30日および5月7日の手紙で確立された原則的合意の実施だけを考えていたのである。

外務大臣殿は、内密にシャルル・デュモンに次のようなことを伝達していただけではないでしょうか。即ち、在日フランス大使館にとっては、日仏銀行の東京

支店は、最初から、横浜正金銀行のパリ支店の開設は不可避的なことであり、手紙に先だつ意見交換によって、日仏銀行はできる限り体面を保とうとしたように思える。今や、フランス政府の行動により支持されているので、鈴木副総裁は、彼自身この問題を直接横浜正金銀行の頭取と交渉しようとしている。この状況の大きさ故に、彼に対して、確固たるまた同時に自由な指示を与えなくてはならない。それは横浜正金銀行の将来のパリ・オフィスと日仏銀行の間の権限配分を求めるためである。

フランス大蔵大臣から事態解決の方法について相談を受けたフランス外務大臣は、5月27日の書簡で、両行の再度の調整の方向で、日本の政府関係者に働きかけることが好ましいとの意見を開陳している¹⁸⁾。

今月19日の第5201号の手紙で、貴下が愚生に連絡してきたのは、日仏銀行の取締役会会長シャルル・デュモンが、大蔵省の貴下の部局へ出頭し、横浜正金銀行のリヨン支店がパリに移転されると、日仏銀行が困難な状態におかれると説明したことである。この機会に貴下、大蔵省は、フランス資本の参加率が60%にもなっている日仏銀行の利益を守るため、何をなしうるか検討するように私たち外務省に依頼してきた。

外務省の部局にも、この件につきシャルル・デュモンからの陳情があり、貴下の情報ともあわせて検討した結果、私たちはこの問題を最も注意深く検討することとした。

日仏銀行が1912年に創設された時の諸条件を検討したのち、この両行の競争を避けるため日本当局者たち (autorités japonaises) に働きかけの努力をすることが必要だと考えた。特に日仏銀行は、同時に日仏両国の混合的性格をもつ金融機関であり、フランスと日本の経済発展に対する真の価値をもつものである。

この条件下で、私は部下の東京駐留事業担当官が、この方向で幣原男爵に働きかけることを命じた。

ここに、この点につき Dobler にあてた5月12日の電報とそれに対する返電（5月20日付）のコピーを同封いたします。

(5) 横浜正金銀行リヨン支店のパリ移転に関する日仏銀行との合意（1931年5月）

横浜正金銀行と日仏銀行のフランス（パリ）での営業活動をめぐって積極的調整に動いたのは、フランス外務省、フランス大蔵省および在日フランス大使館であった。その結果、日仏銀行と横浜正金銀行の間に、1931年5月6日に、合意が成立し、横浜正金銀行パリ支店の営業は、1933年度中まで大きな制約をうけることとなった。

次に紹介するのはフランス外務省より、在日フランス大使館にあてたもので、日仏銀行が新たな協定を受け入れる用意のあることを示唆している⁽⁴⁹⁾。

日仏銀行は、電報140号のパラグラフAとBにつき次のように返答してきた。

- (1) 協定を促進するため、日仏銀行は、その存続を許すかぎり最大限の犠牲を払うつもりである。日仏銀行は、横浜の支店に、そのパリ支店がフランスにむけ発行された *le papier documentaire japonais* の割引を拒否するのに必要な諸指示を与える準備ができています。
- (2) もし横浜以外の日本の大銀行が、パリに定着するならば、日仏銀行に対する危険は同様に大きなものがある。従って日仏銀行はそれを阻止するためあらゆる努力をするであろう。もしその阻止に成功しないならば、日仏銀行の存在理由——それは創立者たちが、両国政府の賛意とともに掲げたものだが——は、消失するであろうし、この銀行の清算が日程にのぼるであろう。

リヨン支店のパリ移転を不可避と考えた日仏銀行側は、協定書の具体的条件を作成した。次の3条件が史料として残されている⁽⁵⁰⁾。

私が、日仏銀行の総裁、シャルル・デュモンから、彼が横浜正金銀行のパリ

への進出により、引おこされる状況を調整するために、彼の考えた3つの処方箋せんを示されたのである。

- (a) 横浜正金銀行は、3年後にのみパリに進出する。この期間に日仏銀行は、その営業活動の種類を変化させる。そして特に純粋に金融的活動 (opération purement financière) へと傾斜する。
- (b) 横浜正金銀行から日仏銀行に支払われる保証金は (3年間分)、それは現在の数値で言うと合計125万フランである。保証金を支払って進出する。
- (c) 日本政府によりなされた低利率での預金を横浜正金銀行が日仏銀行に預ける。その利率の差から、日仏銀行の利益となるよう125万フランを捻出する。

次の書簡は、在日フランス大使館より本国外務大臣に宛てたものであり、横浜正金銀行側がパリ進出の補償金支払の意思を持つことを伝えている⁽²⁾。

電報第138号拝受。

横浜正金の頭取は今東京に不在なので、私は今朝副頭取の竹内と長い会見をおえた。

- (1) 彼が認めたのは次のことである。そのリヨン支店の代表、田辺がパリにおもむき、日本事業担当官と会談したのは事実だが、「時間がなかったので」日仏銀行のシャルル・デュモンと接触することができなかった。横浜正金銀行の新しい提案に満足の意を表明したのは、日仏銀行ではなく、パリの日本大使館である。
- (2) 竹内が私に偶然もらしたところによると、横浜正金銀行がパリに支店を開設する目的のひとつは、その銀行のロンドンやニュー・ヨークと同様の活動をフランスの市場で行ないたいからである。
- (3) 私の側の断固たる説明ののち、竹内は、フランス政府は、4月30日および5月7日の手紙で宣言されたような横浜正金銀行パリ支店は日仏銀行に競合的でありえないという、一般的な宣言を支持しないであろうというこ

とを理解した。また彼は、電報87号にもとづき、両銀行の間により詳細な権限の配分に関する調整がなされることをわが政府が望んでいることを理解したようである。

- (4) 竹内は、横浜正金銀行のパリ支店が、預金の受入れの拒否、*lettre de crédit* の拒否、フランスの手形の割引の拒否などをするのは困難だと思われると私に説明した。私は、個人的資格で、何故横浜正金銀行は、日仏銀行を代表者と認め、これらに営業活動を委託し、自行の活動を厳密に金融事業的なものに限定できないのかと尋ねた。

その時竹内は以下の二つの問題を提起した。

- (A) 日仏銀行は、フランスにむけられた日本の証券類の割引を自らもしようとせず、それを横浜銀行の支店に委託するつもりはあるだろうか？
- (B) もし、他の日本の大銀行が支店をパリに開設するとしたら、横浜正金銀行はどんな態度をとるだろうか。
- (5) 竹内は、私に何回も繰り返しながら次のように結論を述べた。即ち、彼はフランス政府と良い合意 (*bonne entente*) を行いたいのである。そして横浜正金銀行が何かの犠牲を払い、日仏銀行に何らかの補償を与えることができたかと考えている。彼は、フランス政府の公式の見解を得るためにこれらの示唆をしたのであろう。

1931年9月には、横浜正金リヨン支店のパリ移転は3年間凍結され、その間に日仏銀行が競争銀行の進出にそなえるとの情報もたらされた。例えば、在日フランス大使からの本国外務大臣への書簡は、「我々の提案を前にして、横浜正金銀行はパリに開設を予定した銀行支店のそれを3年延長するだろう」と述べている²²。また、大蔵省史料館に残された、「日仏銀行」と題する1930年12月作成のノートも「Muller は、つい先ほど横浜正金銀行との交渉の結果、正金銀行は3年経過するまでは、パリに移転しないという感触をえた」と伝えてきたことを書き残している²³。両行の調整が、在仏日本大使館により積極的

に行なわれている様子が、フランス大蔵省史料館の「日仏銀行に関するノート」の次の記述からも明らかとなる²⁴⁾。

ミュレール (Muller) によると、日本側で態度の変化があった。そして正金銀行は、3年間パリに進出しないように思われる。日本大使館は、現在日仏銀行と正金銀行間で、後者がパリに即座に来られるように調整をしている。

ミュレール氏は次下の要求をし続けている。

- (1) 銀行業務については、日仏銀行は現在の顧客を保持すること。正金銀行はパリ在住の日本人の口座を開設すべきでない。正金側は *lettre de crédit* の支払いをすべきでなく、現在日本から日仏銀行へなされている電報的文書の支払要求は、日仏銀行へ今まで通りなされ続けること。
- (2) 金融業務については、ミュレールが提案するのは、正金銀行は、国家事業を保持し続け、日仏銀行は市債と工業企業債を取扱うことである。この点については既に日本興業銀行との間に協定がある。

その他の金融事業については、両銀行が相互に利益を確保し合うという約束をもとに両行は、自分の好むことを行なう。

両銀行の協定案が検討されるなかで、日仏銀行は、横浜正金銀行のリヨン支店がパリに進出することで、年間125万フランの利益が失なわれるとの陳情をフランス大蔵省に行っている。以下の書簡がその点を明らかにする²⁵⁾。

今日の会談時に、私は一昨日パリの栗山 (日本帝国事業担当官) との会話を お伝えしました。そして横浜正金銀行のパリ支店開設の事前の調整を交渉するにあたり、外務省の要請と関係づけて彼と話をしたのです。

横浜正金銀行がパリに進出する問題は、既に現在のようなかたちで、昨年中に提案されていたのです。だが、フランス外務省とともに行った多様な意見交換と交渉ののちに、私たちは、数ヶ月前に、横浜正金銀行は、我々の示唆や提

案に同意し、パリへの店舗開設を3年延期すべきだとの見解に辿りついたのである。

かくして、私は、貴下に声を大にしてお伝えしたいのは、日本大使館は、日本政府を通じて、日仏銀行との交渉を余儀なくされているということです。というのは、横浜正金銀行は、できるだけ早くパリに進出したいと表明しており、この進出のためには、日仏銀行との事前の調整が不可避なのです。

さらに私が貴下に確認したいのは、横浜正金銀行の支店のパリへの進出は、わが日仏銀行の存在にとって全くの死活問題なのです。わが日仏銀行の営業活動は、もっぱらわが国フランスと日本の間に、国際交貿を創り出し、促進することにあてられているのです。横浜正金銀行のパリへの進出は、日仏銀行の基本的利潤源をまたたくまに枯涸させ、日仏銀行の存在理由をなくしてしまうでしょう。

ここに3通の資料を同封します。

- (1) 1919年20年のパリ本店の営業成果。
- (2) 1931年6月30日の損益計算書。
- (3) 日本人顧客の預金口座の現状。

これらの資料は、すでに1930年に横浜正金銀行がパリに進出することが問題となった時我々が日本帝国政府金融代理人に提出したものです。

その時私は、金融代理人に、この銀行のパリ進出は、日仏銀行におよそ年額125万フランの利益のそう失をもたらすだろうと述べたのです。この損失は主として以下の項目から生じるのです。

- (a) 為替取引から生じる損失 75万フラン。

日仏銀行の窓口で、日本人顧客から円であれ、リーブルであれ、USドルであれ、為替の取引で日仏銀行が実現している利益。他方ではこの為替取引は、わが銀行の日本人輸入業者にも外貨を供給しているのだが……。

- (b) 利子や生産の減少分 35万フラン

(c) 手数料や他の生産の減少

15万フラン

合計 125万フラン

さらに私は、この額は最少額だと思う。また注目すべきは、日本人の預金による貢献分払込資本金額こそが、銀行活動（輸出と輸入）を効率的に融資することを可能にするのである。そして、それに付随して他のすべての活動が行なわれるのである。

さらに横浜正金銀行との結論を調整するにあたって、貴下に明らかにしておきたいのは、日本大使館に提案するのに適切だと我々の考えた条件、それは私どもが以前の交渉で規定したものと同一なのである。

- (1) 横浜正金銀行は、パリの日本人住民（非商人）への口座開設を拒否すること。
- (2) 横浜正金銀行は、その本店の発行によるものでも *lettre de crédit* を拒否すること。
- (3) 電報や手紙により、パリへの払込みが、本店よりなされたときには、以前のように、日仏銀行を通じて実施される。これは3年間のことで1933年12月31日までのことである。
- (4) 両行が約束するのは、今後10年間にわたるすべての金融事業（*emission ou placement*）がフランスで行なわれるとき、一定の割合で相互に利益を得るように約束する。もし、横浜正金銀行側がこの点に合意しないなら、その同意をとれるような方法を日仏銀行は考える。

日仏銀行からフランス大蔵省にあてた以下の書簡は、両行の最終合意案が除々に形成されつつある様子を伝えている²⁹。

前回の会見ののち、私がパリの日本大使館の栗山参事官および横浜正金銀行リヨン支店長の田辺とに対して、長く労苦にみちた交渉をしており、現在その交渉がどこまで進んでいるかをお話ししておきます。この交渉は、横浜正金銀行の支店をパリに開設するにあたっての事前の約束を成立させるためのものな

のです。

昨日、この2人の紳士と会談をしました。この会見後、田辺支店長は、この手紙に書かれている、協定の日仏銀行側の原案を今夜にも日本の本社へ伝達してくれるはずです。

その案文は次のとおりです。

- (1) 横浜正金銀行は、1933年度末まで、日本人住民からの預金を拒否するだろう。
- (2) 横浜正金銀行は、1933年度末まで、*lettre de crédit* (*lettre de crédit documentaire* は別) の引受を、自行の本店で発行されたものですら、拒否する。
- (3) 1933年末まで、横浜正金銀行本店は、日仏銀行の仲介により、電報による払込みや日本人住民（商人を除く）に対する手紙による払込を行なう。この場合公式の手紙によりなされるものは除く。
- (4) この3年間に、日仏銀行が実行しようとする金融活動により、新しい利益源をみいだした場合には、日仏銀行は以下の提案をすることを約束する。上記で約束された期間を短縮するか、上記のパラグラフに明記された約束のどれかを廃止する。
- (5) 1933年度末には、横浜正金銀行は、上記パラグラフ1, 2, 3から完全に自由となる。
- (6) 横浜正金銀行リヨン支店がパリに移転し、リヨン時代の広告等をふくめ、営業活動を続けることは認められる。
- (7) 金融的活動（日本証券の発行と投資）については、両行は今後10年間、当初の発行条件において、合理的と思われる相互の参加を約束する。この第7条の追加として、以下の言葉をつけ加える。

取締役会は、この「合理的な」という表現は、次のように考える。国家の直接の債権だと10%、その他の証券だと30%を、相互に相手の新発行の取分とす

る。

だが、例外的な場合にはこの数値を引き下げることができる。この切下げは、両行の合意により確立できる。この「合理的」についての記述は別の手紙でなされる。

私は現在、この提案に対する横浜正金銀行の返事をまわっているところであり、このことを貴下にお伝えしておきたい。

日仏銀行は1931年5月1日に、フランス大蔵省の調停に感謝しつつ、横浜正金銀行との最終合意案を受け入れるに至るが、それは、次の書簡からも明らかとなる²⁸。

わが日仏銀行の取締役会は、同封の如き、契約案を受け入れる決定をし、そして、原則的には忠実な努力を約束するが、もしある一定期間ののちに、日仏銀行が、横浜正金銀行のバリへの進出という事実により、深刻な影響をこうむることがあれば、わが日仏銀行はその存続の可能性の問題を残念乍らふたたび討議しなければいけなくなるのである。

私は、わが行の取締役会を代表して、貴下が好意的協力をしてくれたことに感謝する。

フランス大蔵省の史料館に保存されている両行の最終的合意書のみよう²⁹。

日仏銀行と横浜正金銀行との最終的合意 (Accord définitif) は、1931年5月6日にパリで調印された。次にその内容をみてみよう。

この調印書は、横浜に本社をおく横浜正金銀行の、リヨン支店長田辺治一郎とパリに本社をおく日仏銀行の総裁である Léo Muller により横浜正金銀行のリヨン支店を近くパリに移転するにあたり調印されたものである。

第1条。横浜正金銀行は、1933年末まで、日仏銀行に、日本人在仏居住者の通常口座の預金をその預金額の大きさに応じて委託する。

第2条。横浜正金銀行は、1933年度末まで lettres de crédit の支払いを拒否

する（商品に対する lettres de crédit は別として）。

同行の各支店から振出されたものも拒否する。

第3条。1933年度末には、横浜正金銀行は第1条、第2条については、完全にその規定を無視できる。

第4条。もしこの期間中に、日仏銀行が自己の実現しようとしている金融活動により、新たな利益源を発見することができるならば、日仏銀行は、以下の提案を行なう義務がある。即ち、上記の約束期間を短縮するか、前条で記載された約束のいくつかを廃止するかのどちらかである。

第5条。リヨンの横浜正金銀行がパリに移転し、それがリヨンで取引していた広告に対してもあらゆる銀行営業活動を続けることは合意された。

第6条。この調印書に参加する両行は、当調印の日から7年間は、お互いに、フランス市場での金融活動は、以下の比率を相手の発行分として確保する条件で行なう。

——国債発行は5%

——その他の債券は20%

注(1) Bases du Contrat Preliminaire entre Mr Kengo Mori et la Société Générale, le 26 janvier 1912, Archives Historique Société Générale, B02762 の付属資料②参照。

(2) Contrat entre de la Banque Franco-Japonaise et Yokohama Specie Bank (le 3 août 1912), Archives Historiques des Ministère des Finance, B32. 888 による。

(3) Une lettre de la Banque Franco-Japonaise Pour M. Louis DORIZON (Directeur Général de la Société Générale) le 4 Décembre 1912, Archives Historiques de la Société Générale, B02762 による。

(4) Une lettre de Baron de Gunzburg pour M. (Paris, le 9 juillet 1912), Archives Historique de la Société Générale による。

(5) Une lettre de Jacque de GUNZBURG & Co. Pour M. K. TATSUMI Londres (Paris, le 17 juillet 1917), Archives Historiques des Ministère des Finances, B32. 888 による。

(6) Une lettre de la part de Banque Franco-Japonaise à Yokohama Specie Bank, à Londres (Paris, le 23 août 1917), Archives Historiques du Ministère des Finances, B32.888 による。

(7) Une lettre pour M. K. KODAMA, Président du Conseil d'Administration de la Yokohama Specie

- Bank Ltd. (Tokyo le 13 juin 1923) Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (8) Une lettre de M. K. KODAMA, Président du Conseil d'Administration de la Yokahama Specie Bank Ltd. Pour MM. Eijiro ONO et Masakichi ONA, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (9) Affaire de la Banque Franco-Japonaise, le 18 juin 1930. Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (10) Une lettre de Messieurs Shimakichi Suzuki, et Sakuzo Yoda, Administrateurs de la Banque Franco-Japonaise à Monsieur Kenji Kodama, Président de la Yokahama Specie Bank, Ltd. (Tokyo, le 30 avril 1930), Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (11) Telegramme envoyé le 5 Mai 1930 par M. Yoda, Administrateur-Directeur de la Succursale de la Banque Franco-Japonaise, Tokyo, à M. Muller Directeur-Général Banque Franco-Japonaise à Paris, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (12) Une lettre de M. Kenji Kodama, président de la Y. Specie Bank Ltd. Tokyo à Messieurs Shimakichi Suzuki et Sakuzo Yoda, Administrateurs de la Banque Franco-Japonaise (Tokyo le 7 mai 1930), Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (13) Une lettre pour M. Shimakichi Suzuki, Président du Comité de Direction de la Banque Franco-Japonaise à Tokyo, de la Part du Président du Conseil d'Administration à Paris (7 Mai 1930), Archives Historiques du Ministère des Finance, B32. 888 による。
- (14) Télégramme envoyé le 9 Mai 1930 Par M. Muller. Directeur-Général de la Banque Franco-Japonaise à Paris Pour M. Yoda, Administrateur-Directeur Général de la Succursale de la Banque Franco-Japonaise, Tokyo. Ibid, B32. 888.
- (15) Une lettre de Ministre des Affaires Etrangères au Chargé d'affaires de France à Tokio, Paris le 12 Mai 1930, Ibid., B32. 888.
- (16) Une lettre du Ministre des Finances à M. le Ministre des Affaires Etrangères, le 19 Mai 1930, Ibid., B32. 888.
- (17) Une lettre du Chargé d'Affaires de France au Japon à M. le Ministre des Affaires Etrangères, Tokyo le 20 mai 1930, ibid., B32. 888.
- (18) Une lettre de Ministre des Affaires Etrangères à Monsieur le Ministre des Finances-Direction du Mouvement Général des Fonds-Ministère des Affaires Etrangères, Paris le 27 Mai 1930, Direction des Affaires Politiques et Commerciales Asie-Océanie, No. 1483.
- (19) Une lettre du Ministre des Affaires Etrangères à M. DOBLER, Chargé d'Affaires de France à Tokyo, Paris le 4 Juin 1930, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (20) Banque Franco-Japonaise, le 19 Juin 1930, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (21) Une lettre de M. Dobler (Chargé d'Affaires de France à Tokio) à Monsieur le Ministre des Affaires Etrangères, Tokio, le 23 Juin 1930, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (22) Une lettre de Monsieur de MARTEL, Ambassadeur de la République Française au Japon pour Monsieur le Ministre des Affaires Etrangères, Tokyo le 29 Septembre 1930, Archives du Ministère des Finances, B32. 888.
- (23) Banque Franco-Japonaise (le 16 décembre 1930), Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (24) Une note sur la Banque Franco-Japonaise, le 12 Fév, 1931, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.

- ②5) Une lettre Pour Monsieur BIZOT (Directeur-Adjoint du Mouvement Général des Fonds) Ministère des Finance de la part du Directeur Général de Banque Franco-Japonaise, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- ②6) Une lettre de Directeur Général de la Banque Franco-Japonaise à Monsieur BIZOT (Directeur-Adjoint du Mouvement Général des Fonds), Ministère des Finances, le 26 Fév. 1931, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- ②7) Une lettre Pour Monsieur BIZOT (Directeur-Adjoint du Mouvement Général des Fonds), Ministère des Finances de la Part du Directeur Général de la Banque Franco-Japonaise, 1^{er} Mai 1931, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- ②8) Accord Definitif Entre la Yokahama Specie Bank et la Banque Franco-Japonaise, le 6-5-1931, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.

第五章 第 2 次大戦前後の日仏銀行

- (1) 東京市債 (1912, 5%) の利子支払いと日仏銀行
- (2) 日仏銀行東京支店の閉鎖 (1945年)
- (3) インドシナ銀行による併合案
- (4) アメリカ財務省のみた日仏銀行
- (5) 清算の恐れとフランス代表団の折衝
- (6) 日仏銀行東京支店の閉鎖
おわりに

第五章 第 2 次大戦前後の日仏銀行

(5) 第 2 次大戦時及びその直後の日仏銀行

第 2 次大戦時の日仏の経済外交関係をみるに、日本政府は、1940年に成立したヴィシー政権と外交関係をむすび、日仏銀行東京支店は、パリからヴィシーに移転したフランス官庁と連絡を取っている。日仏銀行パリ本店はパリがドイツ軍の直接占領地域となったため一時ボルドーに活動拠点を置いている。1940年から1945年のフランスの解放に至るまでは、日本とフランスとは、ヴィシー政権により結ばれており、日仏銀行もその立場で、東京市債 (1912年発行, 5%) の償却費の受け入れおよびフランスへの送金などで協力している。

ところが、1945年にフランスが解放され、日本が連合国に占領されると日仏銀行は一転して第 2 次大戦中も営業を許された数少ない外国銀行として、占領国最高司令部 (SCAP) 側からみると、清算または閉鎖金融機関に指定される。1945年以降の新生フランス政府は、日仏銀行に残る日本人出資の資本金を接収し、日本人取締役を排除することにより、GHQ による敵性資産の凍結を解除し日仏銀行の営業再開へとこぎつけるのである。1954年に日仏両国の資本と取締役からなる日仏銀行はその歴史的使命をおえ、別稿でみたように、クレディ・パリジャンへと編成替を行なうのである。

（1） 東京市債（1912年、5％）の利子支払いと日仏銀行

1912年発行の東京市債5％の利子の支払いが滞り、フランス人債券所有者たちは東京市に対する支払い要求団を組織し、在日フランス大使ピラ（Pilla）をその代表者に選び東京市と交渉していた。その東京市債の利子支払いが1940年に日仏銀行東京支店に対して行なわれたのである。この件に関してかなりの量の書簡がみられる。まず次の書簡は1940年9月1日に、ピラにより認められている⁽¹⁾。

在仏日本大使館からの確認の8月18日付書簡の他フランス外務省（ヴィシー、9月9日付）の書簡も拝受した。それは在日フランス大使館からの電報を確認するものでもあった。

「東京市は、東京の日仏銀行に、日本興業銀行を通じて、9月1日に支払うべき総額、78,387,799フランの払込みを行った。この資金は、東京の日仏銀行に保管され、債権者にフランス側の支払条件が現実になったとき支払われる。東京市は日本政府から必要な許可を得ている。総額はフランで準備されている」。

わが外交団は、この払込みの目的は有益であることを伝えてきた。

だが日仏間の移転の実施の問題が依然重要である。外務大臣殿が東京に電報を打ち、移送が緊急に必要であり、その実施のため、日本大使館が私に示唆したように、日本興業銀行が、自由地域のフランスの銀行か、国際決裁銀行かを取引銀行として選択すべきである。

最後に私は、日仏銀行から8月26日付の書簡を受取った。その情報によると、東京市の払込みは、切迫しているとのことだった。だが私の質問にもかかわらず、新証券の印刷については何も語っていない。

私は、新聞にノートは発表しない。すべての問題が現在進行中である。いづれにせよ、今日まで協定は完全に守られてきた。

この大使の書簡に対して、東京市債の所有者の 2 人が連盟で書簡を書き、多くの債権者のため、ピラ大使が新聞に見解を発表すべきだと批判することになった⁽²⁾。

東京市債の債権者達によると大使閣下は以下のような発言をしたそうである。

- (1) 東京市は、日本興業銀行に、9 月 1 日の支払いに必要な資金を払込んだこと。
- (2) 貴下は、この資金が、フランス非占領地域にあるフランスの銀行か、パールの国際決済銀行へ送られるよう電報で依頼したこと。
- (3) 3 週間前、私が貴下を訪問したとき、9 月 1 日の債権者に渡すべき新証券の印刷については全くご存知なかったこと。
- (4) 事態が進展するにつれて入手できる情報を次々と知らせてくれる約束をしたこと。

多くの人々が何故大使がノートを新聞に発表し、東京市債の債権者に支払いを守られる、と述べないのかと聞いてくる。

更に何回も交渉を重ねた結果、外務省次官は、以下のような日本当局からの回答をえた。これは 1912 年 5 % の東京市債の支払いに関するものである⁽³⁾。

「東京の日仏銀行は、喜こんで以下お伝えします。そのボルドーの事務所で、東京市と 1912 年東京市債の債権者団代表との間に契約されたプロトコールの実行に着手したが、東京市は、8 月 31 日に東京の日仏銀行に日本興業銀行を通じて、円で支払いを行った。この現金は 9 月 1 日より支払口座にむけられるが 78,387,759 フラン 07 サンチームである。

この額は東京の日仏銀行に保管され、支払いがフランス側で実際に行なえる日がくるまで債権者のために保管されるであろう。

ところが、この東京からの情報には不正確な点があった。それは、日仏銀行に払込まれた支払利子は円で支払われたが、それがフランに換算されるにあた

り不都合が生じたのである。この場合発生した不満について、東京市債の所有者2名が、1940年10月12日に書簡を残している⁽⁴⁾。

ピラ大使に私は、あなたの希望、「できるだけ早く、自由地域のフランスへ、日仏銀行に1月前から払込まれた金額が移送されるように」と伝えた。ピラ大使は入手したばかりの彼の部下の手紙をよんでくれた。それによると、M. Bergonnier は、ピラ大使に伝えて、以下の諸点を述べていた。

- (1) 東京市からの日仏銀行への払込みされる送金はまだ実行されていない。
というのはこの払込みは円でなされ、東京市は現在この円を公式フランに交換するのに反対しているからである（これは、日本の提案は、ポアンカレ・フランのときなされ、現在のフランの倍である）。
- (2) 1940年9月1日に債権者に払戻されるべき新市債が印刷されていないのみならず、印刷局は、証券の印刷に必要な紙を $\frac{1}{5}$ しか入手していない。
- (3) 既に数ヶ月前になされた文書の作成は、東京市の代表と調整が必要である。

新政府が、債権者の権利を保持すること、日本人が今日までフランス人をからかってきたことをやめさせることを願う。

日仏銀行に今預託されている7800万フランに匹敵する円は、現在どの位するのか？ 過去13年間、フランス人債権者はいかなる配当も受取っていないのである。

日仏銀行側も、東京市からの払込みがなされていることをフランス国務大臣に連絡し、同趣旨の手紙を、在日フランス大使ピラにも伝達するよう求めている⁽⁵⁾。

大臣閣下。去る9月6日の玉信拝受しました。ボルドーの日仏銀行に宛てられており、その手紙で貴下は、在日フランス大使が、外務大臣に伝えた、1912年東京市債5%についてのメッセージを私どもに伝達下さいました。

そのメッセージは以下のとおりです。

「東京の日仏銀行は、ボルドーの本社で、東京市と1912年東京市債所有者グループの代表との間でむすばれた協定書に従い、東京市は、8月31日に、Banque Industrielle des pêcheries を通じて、東京の日仏銀行に、この口座の支払のための額を円で78,387,759.07フラン分を払込んだのである。この基金は、東京日仏銀行に保管され、債権者のため保管される。これはフランス側で支払いが、真に可能になるまでのことである。東京市は、日本政府から必要な許可を得て支払いのフランも準備されている。代表の Pila にその点問合わせられたい」。

貴下は、この機会にこの点をピラ大使に伝達するよう示唆された。以上の情報の伝達を感謝する。

問題は、日仏銀行東京支店に支払われた、東京市債の利子（円）を、どのようにして、ドイツ占領下のフランスへ、フランで送金できるかに、しぼられてきた。市債所有者の代表2人がその事情について触れている⁽⁶⁾。

昨日私はピラ大使・東京市債債権者団代表に会いに行った。

ピラ大使の述べるところによると、この市債の償却を妨げている唯一のことは、7800万フランの総額を日本人がフランスに送金するのに困難を感じているからである。彼らの所有する円は、東京の日仏銀行の金庫のなかにすでに預けられている。

ピラ大使は貴下およびヴィシーの他の高官との会談の結果以下のように述べた。わがフランス政府は約3000万フランしか、その作戦のため為替・送金に準備できないのである。

従って、東京市債をとりもどすため、あと4000万フランが必要であり、このことは大量のフランを貨幣流通過程へ投入することになる。本当にこれは可能か？ フランス政府はそれを抵当に4800万フランの商品を日本で購入し、東京市に前貸することは本当に不可能なのか？

私は無鉄砲な判断は避ける。だが、私見によると、この出来事で克服すべき

主要な困難とは、日本人の利害と日仏銀行の利害とがあまりにも一致しており、そのため両者は円を出来るだけ長く保持するため2人のこそ泥のようにふるまっている。円が消失することは両者にとって決して利益にならないのだ。残念乍ら、ピラ大使は、ミュラー（日仏銀行）が、ピラ大使が日本債権団体の代表になって以来多くの便宜をはかりそれを利用してきたと考えている。債権団は両者を、ともに代表にしたがっておりその発想は以ているのだ。

11月18日（月）にヴィシーに行く前に、もし可能なら、貴下を訪ね意見交換をする予定である。

私見によれば、仏側には問題がないので、日本ができる丈早くヴィシーのソシエテ・ゼネラルに7800万フラン相当額を送金することだ。

フランスのヴィシー政権側でも情報交換が行なわれている。1940年10月3日には、国務大臣（外務担当）から、他の国務大臣（大蔵担当）へと情報が伝達されている⁽⁷⁾。

9月4日の手紙でお知らせしたように、日仏銀行東京支店に、東京市から9月1日に1912年の市債全額に匹敵する額の払込みがみられた。私はピラ大使に伝達するが、貴下の方ではボルドーの日仏銀行にこの点通知してほしい。

ピラ大使は、日仏銀行のメッセージに答えるかたちで、在日フランス大使館にこの必要額の払込みに彼が満足していることを伝えて欲しいとやってきた。彼は日本政府の許可にも、またその準備がフランでなされたことにも満足している。だが、今度はこの額が緊急にフランスへ移送され、関係者に入手されることが重要である。

ピラ大使は、この点につきパリの日仏銀行とどんな手段を講じたらよいかわからないので、問題の額は、自由地域のフランスの銀行（例えばソシエテ・ゼネラル）に送るようにすべきと考える。だが、より事情のわかる日本興業銀行と相談すべきと考えている。個人的判断は禁止されるべきである。

日仏銀行パリ本社は、東京支店の報告に基づき、東京市からの支払入金で以

下のようにフランス大蔵省側に報告，確認している⁽⁸⁾。

昨年 9 月 18 日の報告，フランス在日大使より外務大臣への手紙，両者ともに 1912 年 5 % 東京市債に関するものでした。1941 年の初頭に，わが銀行へ入金された総額 7838 万 7759 フラン 7 サンチームの内訳を連絡するよう指示がございました。

日本より具体的詳細がまいりましたのでここに伝達します。東京市より支払いが実行された額をここに記入してあります。

Explication des frs 78.387.759,07

Tokio, le 12 juillet 1940

(1) Coupons échus et obligations amorties non payés de Septembre 1928 à
Septembre 1940

Total frs. 32.090.000,00

(2) Intérêts et fraction des nouvelles obligations de Septembre 1938 à Sep-
tembre 1940.

Net à Payer -12.398.850,00 -1.921.821,75 -14.320.671,7

合計支払額 78. 387. 759, 07

(2) 日仏銀行東京支店の閉鎖 (1945年)

日仏銀行の東京支店，神戸支店は，Quartier Général (SCAP) の 1945 年 9 月 30 日の決定にもとづき閉鎖された⁽⁹⁾。

1945 年 10 月 20 日に，日本銀行が日仏銀行の清算人 (Liquidateur) に指名された。だが，SCAP は，1946 年 4 月 19 日の決定で，日仏銀行を清算すべき金融機関から閉鎖すべき機関 (Closed Institutions) へと分類がえを行っている。この規定は，今も有効である。

日本銀行は，日仏銀行の財産と利益を代表している。かくて管理に関するあらゆる決定は SCAP の承認を必要とする。それは，金融部局の清算部門の承認である。日本銀行は，従って，実施機関としての役割を演じているに過ぎな

い。

日仏銀行（日本）の actif は次のものからなる。

- (a) 東京の不動産——修繕中——が SCAP の認定によるとおよそ160万円
- (b) 日本の諸銀行への預金

1947年3月31日合計, 1,138万8千円

これらの貸方=資産に対して, 負債=借方は以下のようになる。

- (a) 1911年の東京市の市債の所有者への支払うべき額が, 928万7千円。
- (b) 預金や将来積立金など1947年3月31日付の合計額が, 10万3千円で以上合計939万円である。

従って, この銀行の資産は約200万円である。

この基金に対して, SCAP は部分的にその凍結を合法化しているのは以下の金額である。

- (a) 財産の修繕のため 160万円
- (b) 経費の支払（従業員, 通学経費として1ヶ月1万2千~1万5千円）

(3) インドシナ銀行による併合案

実現はしなかったが, インドシナ銀行による日仏銀行併合の動きもみられた。次の史料が詳しい¹⁰⁰。

外務省の一部局が1945年11月28日に, インドシナ銀行の取締役 M. de Flers の訪問を受けた。議論したのは日仏銀行の件である。

この小さな金融機関——資本金2500万フラン——は, バリに本社をもち日本に2支店を（東京, 神戸）所有している。過去においては, 良く知られているように, その営業活動は手持ち資金の欠如によりたえず制限されていた。同封する1945年5月2日の株主総会の報告書は, 取締役会メンバーの構成から最新の貸借対照表までについて, 有益なあらゆる情報を含んでいる。

M. de Flers は, この日仏銀行の経営陣のあまりにも小心で, あまりにも保

守的な性格を強調している。その性格のためその営業活動は、まさに不毛化している。彼は、株式の配分についても次のように述べている。

——3万株式は、フランス人の手中にある。最大の持主は、ソシエテ・ゼネラル社（4千株）で、2人の取締役を派遣している。同じ株数（4千株）をもつインドシナ銀行は、1人も取締役を送り込んでいない。

——2万株は日本人の手中にある。（多様な大銀行がこれを所有している）。あらゆる情報によると、この日本人の参加は、戦争のあとの日仏銀行の経営ではもはや何の重要性ももたないだろう。

パリの株主総会が、通常2万株以下の株主しか集められないならば、M. de Flers の推計によると、1万株以上の所有者は誰でも、（その気になれば）日仏銀行の経営権を奪取できるであろう。インドシナ銀行は、ソシエテ・ゼネラルと合意のもと、その持株を譲り受けてまさにこのことを行なおうとしている。

一度経営権を入手すると、インドシナ銀行は、まず取締役会の改善、従業員の解雇に取りかかる。このことは極東での紛争の終るまでに、日仏銀行の状況を刷新するのに不可欠である。インドシナ銀行は、日本との平和が締結されるやいなや、東京と神戸の日仏銀行支店に新しい生命を吹き込むこととなろう。勿論これは、日本の支店の了解のもとであるが。

だが、インドシナ銀行は、外務省、経済局（Direction des Affaires Economique）の同意なしには、この計画を推進しないと決定した。

私の見解を付加するならば、私（外務省）としては、一般的にみて、将来のフランスの銀行業界の代表がインドシナ銀行の利益となることには、何の利点をみいだしえないのである。

だが、問題が専門的なので、出来るだけ早く大蔵省がこの M. de Flers の計画にどのような見解をもっているか知らせて欲しい。

(4) アメリカ財務省のみた日仏銀行

連合国占領軍の中心を占めたアメリカ政府は、日仏銀行の日本側利害に厳しい目をむけた⁽¹⁾。

日仏銀行についてのアメリカ財務省が入手した情報によると、この銀行には敵国の利益が存在する。

- (1) 日仏銀行は1912年に日本興業銀行により設立され、この銀行は日本政府のコントロール下にあった。本社はパリで東京と神戸の2つの支店しかない。
- (2) 1928年取締役13人のうち5人が日本人。5人のうち2人は同時に、政府指命の日本興業銀行の総裁と副総裁である。1941年には日本興業銀行の総裁が、日仏銀行の取締役会副会長となっている。
- (3) 日本人の金融グループ（日本興業銀行、三井、第一、横浜正金）が今や日仏銀行資本の60%をコントロール。仏の利害関係者は、ソシエテ・ゼネラルとロスチャイルド（ママ）の様子。
- (4) 日仏銀行は、日本帝国が、パール・ハーバー攻撃以降営業を許可した三つの外国銀行のひとつで、他の外国銀行はこの時すべて正式に閉鎖又は清算された。

日仏銀行のアメリカの資産

日仏銀行に現在日本人の利害がどれほど入り込んでいるかについての情報を伝えてほしい。

(5) 清算の恐れとフランス代表団の折衝

日仏銀行東京支店は、第2次大戦直後に、その営業活動を停止されたが、更に一步進んでパリに本社をおく日仏銀行本体が清算される恐れもみられた。これに対し、フランス代表団の働きかけにより、日本における銀行清算が中断さ

れた。その様子は、次の報告書から明らかとなる⁽¹²⁾。

日仏銀行とインドシナ銀行は SCAP の過去の要求の対象となった。だが、清算のためのあらゆる行動が中断された。それは、フランス代表団の介入のお蔭である。インドシナ銀行の代表は、その時点以降、権限を行使できるようになった。勿論現地占領当局を通じてではあるが。

従って、現在日仏銀行も同様に東京に緊急に代表を置くべきである。日仏銀行の二つの支店でもまた二つを合併してでもよいが、緊急に日本社会への再定着が必要である。このテーマについては SCAP 金融セクションの M. Thomas およびその上司である、Général MARQUAT は、フランス政府の見解をきくことで意見が一致している。この両行の合併の可能性について態度を決める前に、それぞれの銀行の日本支店の運命について議論するほうが慎重なやり方であろう。

想起したいのは、日仏銀行は、資本金の60%がフランスのものであることである。SCAP の命令を特に受けたように、横浜正金銀行と日本興業銀行は、日本人分40%の資本金を保持している。1941年以降は、東京支店は実際には、この日本の両行の排他的支配を受けていた。1945年9月30日には、東京支店は、SCAP の命令により、日本銀行のもとでの清算リストにのり、その資産は移転されたのである。

インドシナ銀行の状況は、ワシントンで、フランス代表団の特別報告の対象となった。国務省にいかなる陳情を行なうことより、正確な報告書が銀行の代表の参加を得て記載されることが、重要である。大切なのは SCAP を中立化させることである。今は、日仏銀行のような機関に、その財産を自由に処理させることが大切である。

連合軍の清算を回避する方針は、在米フランス大使館にも通達され、当大使館はその方針をパリのフランス外務大臣に次のように伝えている⁽¹³⁾。

正式の保証が我々に口頭ではあるが与えられた。日仏銀行、インドシナ銀行の2行に対しては如何なる清算手段もとられないと。極東委員会と日本へ派遣されたフランス人グループの両者のコミュニケがそれを示す。

SCAPの銀行局の責任者と Douteau との会見の機会に、この責任者は、今やこの二つのフランスの銀行（その活動は現在完全に停止されているが）の運命が最終的に決定される必要があると述べた。そしてワシントンの国務省 (Département d'Etat) は、東京に対して、この点についてのフランス政府の意図を伝えると述べた。そして会談中に Lacoste, Douteau 両氏がききだしたことは、「アメリカ当局は、インドシナ銀行と日仏銀行が、彼らの日本での活動を新たに出発するにあたり、何らかの手段をとることを期待している」ことである。

そこで、日仏銀行に必要とされることは、日本の現地で、フランス人の代表者なら、現在日本人支配人の手中にあるこの銀行の、利益を守ることができることを示すことである。これと同様、インドシナ銀行でも、Champeaux が代表の地位をしりぞくことである。

現在両行の合併案さえ検討されているので、インドシナ銀行の新支店長が日本に来るならば、彼は同時に日仏銀行の代表とさえなりうるであろう。

他方私は、日本在住のフランス人の交代も話題とした。Champeaux のほか、Aitelli, Saint-Loup 両氏のエア・リキッドからの退任も考えた。

アメリカ政府の意向を察知したフランス側は、1946年4月25日のメモで次のように述べている¹⁴⁾。

極東諮問委員会のフランス代表は、できるだけ早く日仏銀行の日本人株式を管理状態にすることがフランスの利益となると伝えてきた。

この文章は、連合国から、日仏銀行およびインドシナ銀行の名前で日本とアメリカにある凍結資産を解除することを容易化することを示している。当行の活動の再開はひとえにアメリカ当局の意向にかかっているからである。

代表部は現在日仏銀行への日本人の参加に対してなされるべき手段について検討中である。それは敵国の利益のためコントロールされていた株式の凍結を保証するためである。今日以降、日本人の所有株は、フランス当局に管理される¹⁵⁾。

(6) 日仏銀行東京支店の閉鎖

日仏銀行は、占領当局に対し、自行の保有する、英国のスターリング・リーブル貨と、米国のドル貨幣については、同行の収用すべき資産リストからはずすように依頼した。陳情を受けた占領当局は、この検討をフランス銀行の検討に委託した。次の資料は、その間の事情を語るものである。フランス銀行総裁からフランス大蔵大臣に、1947年5月13日付で発送されている¹⁶⁾。

1946年8月1日と4月9日の手紙で、日仏銀行は、為替当局に、スターリング・リーブル貨と米ドルの同行の資産の収用免除の申込みをした。それは、スターリング・リーブル貨で2万7115と $\frac{4}{10}$ であり、米ドルは11万8738ドルと37セントである。この手紙は、フランス銀行の検討に託された。そのため、フランス銀行は、(1)銀行のスターリング・リーブルとドルの位置、(2)この通貨での資産の法的形態および(3)徴用による銀行への影響を調べた。

(1) リーブルやドル口座の位置。2点の観察点 (イ)、日仏銀行と、横浜正金銀行の関係 (ロ)、リーブル・スターリング貨の所有は2万2420にすぎない。

(2) 外国での資産の法的形態

日本人所有の2万株は、既にフランス当局により敵国資産として管理され、イギリス当局はロンドンの敵国銀行のそれらすべてを凍結中である。

アメリカ当局は、ドル所有資産のうち、日本人所有分40%を徴用することを要求しており、日仏銀行は、フランス代表がアメリカ当局にその要求を放棄させるよう陳情を要求している。ワシントンのフランス人代表 Francis Lacoste

がパリに立寄った時に外務省に問題はあづけられた。フランス側の理論によると、合衆国の権利は、かつて日本人に所有され、現在フランスの当局に所有されている株式にのみ適用される。そして外国の銀行の資産自体を対象としない。

イギリス当局では、今何の運動もなされていない。だが、彼らは、イタリア人及び日本人が日仏銀行を含むいくつかの金融機関に参加したことを調査し続けるだろう。

従って、日仏銀行のリーブル・スターリングおよびドル資産の凍結は、それほど近く行なわれるとは思われない。従ってこのアンケートで日仏銀行への影響を理解することは早計である。

(3) 日仏銀行への影響

日仏銀行の凍結解除の要求は、1939年以前の活動をもとに述べたものである。当時それは、日仏貿易に直接融資する唯一のフランスの銀行だったからである。国際貿易は、日本ではもっぱら米ドルか英のリーブル・スターリングでなされ、パリの本店は、恒久的にこの両通貨を大量に保持し、支店との取引に備えなければならなかった。日仏銀行は従って、同様なやり方で、戦前の活動を再開したがった。三つの事態変化を無視できない。それは(i)為替管理システムの出現、(ii)日仏貿易の消失、(iii)日仏代理店の現状である。

日仏貿易の完全な停止により、日仏銀行は日本支店の廃止を考えたほどである。日本の神戸支店は、東京支店に統合され、それは最初にアメリカ占領当局により強制的清算にかけられそうになったが、現在は「閉鎖状態」におかれている。預金は払戻し可能であり、総資産は約150万円である。だが戦争による建物の損害のため、修繕に大金が必要とされる。日仏銀行は、支店をインドシナ銀行の建物のなかに間借りしたがっている。決裁はパリでフランでなされる。

会計報告は、1939年以降も、パリ本店に対してなされていた。だが、1939年

以降、パリ本店の報告書には、日本支店の会計状態は報告されていない。但し、本店側は、日本支店に発足当初、175万円を与えたことのみ記入していた。

日本支店の活動は現在ゼロである。円が使われ、ドルやスターリング・リールはゼロである。よって、この問題は、本店にのみ関係する。またパリの銀行の活動は現在も、殆んどゼロである。

フランス銀行に託された調査の結論は、即ち、ドルやスターリング・リールの徴収による日仏銀行の日本支店への影響の可能性は殆んどない。

だが注目すべき事が二つある。一つは、アメリカ当局+イギリス当局とフランス当局の交渉の内容であり、第二は、日本の経営のより正確な状況である。この二つで日仏銀行の営業状態がよりくわしく理解される。

日仏銀行東京支店は、1946年4月19日の S. C. A. P., Quartier Général の正式決定により閉鎖機関 (Closed Institutions) に指定された。フランス側の働きかけにより、清算機関の指定は免がれたものの、この閉鎖機関の指定を解除することは困難であった点は、次の書簡からも明らかである¹⁷⁾。

1947年3月27日の第91DE 便で、貴下は Naggiar が東京の日仏銀行の資産の凍結解除の問題は、極東委員会の能力をこえるものであり、私どもフランスミッションが SCAP に陳情し、ワシントンのフランス大使館と協力して行動すべきだと言ったと伝えてきた。

貴信はこのため、1946年4月1日の第209号の国務省の通達が有効だと示唆してきたので、陳情の準備のため、Naggiar にこの書類を送るよう依頼したところである。

現在は、この書類にもとづき、SCAP が日仏銀行東京支店の業務再開に許可を与えるよう陳情できなかったことをお伝えしたい。陳情が成果を生むのを阻止したのは次の2つの理由による。

- ① SCAP は、事業再開銀行は、日仏銀行かインドシナ銀行かと考え、インドシナ銀行を選んだこと。

② 日仏銀行の資産の単なる純粹な凍結解除だけを望めない。本行は、1946年4月19日のカルチエ・ゼネラルの決定により「Closed Institutions」に指定されそれ以来定款の変更は何ないのに、凍結のみ解除はむりであろう。

フランス外務省と大蔵省の間でも、日仏銀行の業務再開に向け陳情が行なわれる⁽¹⁸⁾。パリ本店の事業再開と東京支店の閉鎖が結論であった。

ご承知のとおり、日仏銀行は占領当局が日本に対して取った諸手段の結果、その活動を続けるのが困難な状態にある。日仏銀行は、外務大臣に対して、当行がその事業を行なえるようその資産の凍結を解除するよう外務省の介入を要請してきた。

この点につき接触したNaggiarは、この種の問題について極東委員会との交渉権限はないと通告してきた。従って私は、東京のフランス代表が、この問題についてSCAPに陳情するよう依頼した。

この点について、多分1946年4月1日の国務局の第209号通達によって、日仏銀行を弁護する必要がみられよう。

1947年7月3日の手紙で、フランスの日本事業担当官は、SCAPに日仏銀行の東京支店が営業を再開することを要求するため、この通達を参照できなかったと述べてきた。

在ワシントンのフランス政府関係者は、日仏銀行東京支店が閉鎖機関に指定されておりパリの本社さえ清算される恐れのあることを伝えている⁽¹⁹⁾。

私がびっくりしたのは、日仏銀行は清算される可能性があることだ。この銀行は、我々の東京の代表が伝えてきたところによると、S. C. A. P. の1946年4月19日の決定によると、清算されるべき機関に分類され、「閉鎖制度」(Closed Institutions)とされている。

現実には、既に別稿でみたように⁽²⁰⁾、日仏銀行本店は、清算を免がれ、1952年には、日本人の出資分40%の資本金が接收されることにより日本の利害関係

を排除し、1954年に定款を変更することにより、クレディ・パリジャンへと変身することで、40年以上に亘る日仏合併企業の歴史を終えるのである。

おわりに

以上本論文においては、第一章から第五章にわたり、日仏銀行の経営の社会経済史的背景について考察してきた。既に発表した、日仏銀行の経営体の歴史⁴⁾とともに本稿は、日本における「日仏銀行」史研究の現時点における水準を示すものとなることを期待している。

本稿で分析や引用の対象としたのは、日本側では勝田家文書があげられる。フランス側では、大蔵省や外務省に保存されている日仏銀行関係史料のほか、日仏銀行のフランス側出資銀行、ソシエテ・ゼネラルやパリバ銀行の史料館の史料が活用された。フランス側ではさらにクレディ・リヨネ銀行の史料館や、国立古文書館の史料なども検討されており、現時点で参照できる史料にほぼすべて当ることができた。従って叙述は出来るだけ引用史料によって、日仏銀行をめぐる経済史的背景を理解しようとした。引用が多く思われるのは、現在の史料をできるだけ紹介しておきたい気持からであった。今後日仏銀行史に新たな研究が加わるとするならば、日仏銀行に取締役などで関係した、両国関係者の家族などから個人的所蔵史料が提供される場合である。その時はまた日仏銀行史研究に新分野の研究が開拓追加されることとなろう。

本論文の第一章では、「日仏銀行設立をめぐる諸問題」が検討された。ここでは日仏銀行創立前史から始まり、日仏銀行の出資者が確認され、さらに設立の反響まで検討された。

第二章では「日仏銀行とインドシナ銀行の調整」が、そして第三章では「日仏銀行の定着と諸業務」が紹介された。ここでは、渋沢栄一を始めとする日本の民間銀行業界が日仏銀行より手を引いていく様子が叙述されたり日仏銀行最初的大型事業、東洋拓殖会社の社債発行の件が明らかにされ、第1次大戦後日

本が債権国になっていく過程も浮彫りにされた。

第四章は、日仏銀行と横浜正金銀行との調整の問題であり、読者諸氏は、本章を第二章とともに読破されることにより、当時の国際金融市場において、関係国政府をも含んだ人々の事前の調整が如何に必要であったかを再認識するであろう。国際金融市場は、言葉の古典的な意味における自由主義ではなかったのである。

最後の第五章は、日仏外交史で今後更に研究が進展を期待される分野であり、第二次大戦時およびのその直後日仏銀行のあり方が検討された。日仏銀行の周辺に結集していた、日仏両国の経済・金融交流グループの存在が、今後明らかにされる必要があるであろう。

- 注(1) Une lettre Fernand PILA pour Monsieur BONNIER, Champagne au Mont d'OR, 1^{er} septembre 1940, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32 888.
- (2) Une lettre de M. Abel BONNIER et M. Vienne (Isères) pour M l'Ambassadeur PILA, Champfleuri Champagne au Mont d'OR, vienne le 10 September 1940, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32.888.
- (3) Télégramme de notre Ambassadeur à Tokio transmis à M. PILLA pas les soins du Ministère des Affaires Etrangères (Vichy, le 7 Sep. 1940) et de la Banque Franco-Japonaise (Paris 2 Oct.) la quelle en avait eu communication de notre Ministère des Finances. B32. 888 Savigny.
- (4) Une lettre de M. Abel BONNIER, M Vienne (Isère) pour Monsieuo Valensi, vienne le 12 Oct. 1940, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (5) Une lettre de la Banque Franco-Japonaise à M. Le Ministre Secrétaire d'Etat aux Finances, le 16 Oct. 1940, Archives Historiques du Ministère des Finances, B33 754.
- (6) Une lettre de M. Abel BONNIER et M. Vienne (Isère) à Monseur Valensi, Jeudi le 14 Nov. 1940, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32 888.
- (7) Une lettre de la Ministre Secrétaire d'Etat arx Affaires Etrangères à M. Le Ministre Secrétaire d'Etat aux Finances, Vichy le 3 Oct. 1940, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888
- (8) Une lettre de B F. J le 28 avril 1941 à M. Le Directeur des Finances Extérieures et des Changes および à Ministère des Finances (Paris), B. 33. 754, Savigny.
- (9) Note sur la Situation de la Banque Franco-Japonaise, Archives Historiques du Ministère des Finances, B32. 888.
- (10) Une lettre du Ministre des Affaires Etrangères à M le Ministre des Finances, le 8 Oct. 1945, Archives Historiques du Ministère des Finances, B33. 763.
- (11) One letter of Embassy of the United States, Paris 20th november 1945, to Memorandum to M GUINDEY, Le Directeur du Blocus. Archives Historiques du Ministère des Finances, B33. 763

- (12) Rapport de la Fin de Mission, Délégation Française, R. Douteau, Deuxième Partie, les Inténêts Français aux Japon pp. 55~56, 10-31 janvier 1946 à Tokyo, Archives Historiques du Ministère des Finances, B33. 752.
- (13) Un rapport de la Part de M.Henri Bonnet, Ambassadeur de France aux Etats-Unis, le 20 Fev. 1946, à M. G. BIDAULT, M. des Affaires Etrangères à Paris, Archives Historiques du Ministère des Finances, B33. 763.
- (14) Note Signé Brunet, Pour le Direction du Blocus, Ministère des Finances, le 25 avril 1946.
- (15) Une lettre du Ministre des Finances à M. Le Ministre des Affaires Etrangères, le 25 Avril 1946, Archives Historiques du Ministre des Finances, B33. 763.
- (16) Note sur la dispense de réquisition demandée par la Banque Franco-Japonaise; Requisition d'Avoirs en Livres Sterling et en Dollars (du Gouverneur de la Banque de France à M. du Ministre des Finances, le 13 Mai 1947.), Archives Historiques du Ministère des Finances, B33. 763.
- (17) Une lettre de Jean Brinval, Chargé des Affaires de la Mission Française au Japon, Tokyo le 3 juillet 1947, Pour M. le Ministre des Affaires Etrangères, Archives Historiques du Ministère des Finances, B33. 763.
- (18) Une lettre de la part du Ministre des Affaires Etrangères à M. le Ministre des Finances (Direction des Finance Extérieur), Paris le 28 juillet 1947, Archives Historiques du Ministère des Finances, B33. 763.
- (19) Situation de la Banque Franco-Japonaise, Code Washington 1005 Pour Douteau, le 22 Sep. 1947, Suite à vôtre 312 DET. 1^{er}, 5^{ème} Section, Archives Historiques du Ministère des Finances, B33. 763.
- (20) 原輝史「日仏銀行（1912年-1954年）の経営史」（『早稲田商学』第382号，1999年9月）
- (21) 拙稿，前注20参照。

〔追記〕以上本稿（上・下）は，2000年9月20日（土）に明治大学で開催された「社会経済史学会」全国大会での自由論題報告にもとづくものである。